

第3次 南阿蘇村総合計画

前期基本計画

令和8年度～令和12年度



南に幸あり、
南阿蘇。

令和8年3月
南阿蘇村



阿蘇五岳の雄大な自然と、大地より湧き出る清冽な水に恵まれた南阿蘇村。この豊かな郷土を慈しみ、村の発展に多大なるご尽力をいただいている村民の皆様、ならびに関係各位に、深く敬意と感謝の意を表します。

平成28年熊本地震の発災から10年という歳月が経過しようとしています。私たちは未曾有の困難に直面しながらも、村民一丸となって復旧・復興に取り組み、創造的復興という新たなステージへと歩みを進めてまいりました。インフラの再建はもとより、地域の絆の再生に尽力された皆様の不屈の精神に、改めて敬服いたします。



現在、我が国は本格的な人口減少社会を迎え、少子高齢化の進行や気候変動など、社会情勢は刻一刻と変化しており、本村を取り巻く環境も予断を許さない状況にあります。しかし、こうした転換期こそ、次代を見据えた変革の好機と捉えるべきです。既存の枠組みにとらわれない柔軟な発想と、迅速な行動力こそが、未来を切り拓く鍵であると確信しております。

この信念のもと、本計画の策定にあたっては、村民参画の新たな試みとして「南阿蘇村未来会議」を開催いたしました。公募により参集された村民の方々と職員が、4か月間にわたり膝を突き合わせ、村の課題と未来について真摯な議論を重ねました。

会議では、「買い物弱者支援」や「空き家を活用した移住定住の促進」、「地域資源を活かした稼げる農業・観光のモデル構築」など、具体的かつ建設的な企画提案がなされました。これらは、村民の皆様の「村を良くしたい」という切実な想いと、当事者意識に裏打ちされた極めて質の高い提言であり、本計画の根幹を成す重要な指針となっております。

こうした皆様の英知を結集し、この度、令和8年度から令和17年度までの10年間で展望する「第3次南阿蘇村総合計画」を策定いたしました。

本計画は、村の目指すべき将来像や施策の大綱を示す「基本構想」と、それを実現するための具体的な事業を示す「前期基本計画(令和8年度～令和12年度)」から構成されています。

村の将来像を「ともに育み、ともに歩む、わたしたちのむら 南阿蘇」と定め、基本理念には「頑張るあなたが主役のむらづくり」を掲げました。行政主導のまちづくりから脱却し、村民一人ひとりが主役となり、行政と協働して地域課題の解決にあたる「チーム南阿蘇」の体制構築を目指します。

そして、最初の5年間で担う「前期基本計画」においては、「こどもまんなか社会」の実現を最優先課題とし、結婚・妊娠・出産から子育てまでを切れ目なく支援する環境整備を推進します。また、デジタル技術の活用による住民サービスの向上や、地域内経済循環を高める産業振興に注力し、持続可能な地域社会の構築に邁進する所存です。

計画の策定はゴールではなく、スタートに過ぎません。描かれた未来図を現実のものとするためには、実行力が問われます。

結びに、愛する南阿蘇村の輝かしい未来を、村民の皆様と共に創り上げていくことをお誓い申し上げ、策定のご挨拶といたします。

令和8年3月

南阿蘇村長 太田 吉浩

目 次



第1部 序論	1
第1章 総合計画とは	2
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の位置づけと構成	3
3. 計画の期間	3
第2章 村の概況	4
1. 地勢	4
2. 人口	5
3. 世帯	7
4. 産業の動向	8
5. 財政の状況	12
第3章 「第2次南阿蘇村総合計画 後期基本計画」の評価	13
1. 計画全体の進捗状況	13
2. 基本目標ごとの取組状況	15
第4章 住民アンケートからみた「村民意識」	21
1. 調査対象及び調査方法、回収結果	21
2. 数値の基本的な取り扱い	21
3. 主な回答結果	22
第2部 基本構想	27
第1章 村の目指す姿	28
1. 村の将来像	28
2. 基本理念	28
3. 施策の大綱	29



第3部 前期基本計画	31
第1章 施策の展開	33
1. 施策体系	33
2. SDGsの視点	34
基本目標1 「こどもまんなか」のむらづくり	35
基本目標2 健康・福祉のむらづくり	43
基本目標3 自然豊かで美しいむらづくり	55
基本目標4 力強い産業のむらづくり	61
基本目標5 未来に羽ばたくひとを育てるむらづくり	73
基本目標6 住み良く充実した暮らしのむらづくり	89
基本目標7 持続可能なむらづくり	101
第2章 重点プロジェクト	119
第3章 村民と行政による協働	121
1. 「南阿蘇村未来会議」の実施	121
2. 参加者からの提案の一例	121
第4部 資料編	125
計画策定経過	127
南阿蘇村総合計画策定検討委員会名簿	128
南阿蘇村総合計画策定委員会設置要綱	129
諮問書	131
答申書	132

第 1 部

序 論



1. 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国全体で人口減少と少子高齢化が急速に進行しており、南阿蘇村においてもその影響は深刻です。昭和55(1980)年以降の国勢調査結果によると、村の人口は昭和60(1985)年をピークに減少傾向となっており、令和2(2020)年には1万人を下回りました。今後もこうした傾向は続くと思われ、国の推計によると村の人口は2045年には7,500人を下回ると予測されています。とりわけ生産年齢人口の減少は、地域経済の担い手不足や地域コミュニティの維持に深刻な影響を及ぼすこととなります。

また、平成28(2016)年に発生した熊本地震は、南阿蘇村に甚大な被害をもたらしました。住宅や公共施設、交通インフラが著しく損壊し、住民の生活基盤が大きく揺らぎました。これを受けて、村では「復興むらづくり計画」を策定し、住まいの再建や道路・橋梁の整備、地域コミュニティの再生などに取り組んできました。一定の復旧・復興は進んだものの、今後は単なる復旧にとどまらず、創造的復興を超えた新たな価値の創出と、持続可能な地域づくりが求められています。

さらに、社会全体ではデジタル化の進展や気候変動への対応、地域間競争の激化など、地域を取り巻く環境が大きく変化しています。国においては、地域社会へのデジタル実装の実現や地方創生の深化、カーボンニュートラルの推進などが掲げられており、地方自治体にも柔軟かつ戦略的な対応が求められています。南阿蘇村においても、豊かな自然や水資源、観光資源といった地域資源を最大限に活かしながら、デジタル技術の活用や脱炭素社会への移行、地域内経済循環の強化などに取り組む必要があります。

南阿蘇村では「誰もが住みたい 住み続けたい 南阿蘇村」の実現を目指し、「村民が主体のむらづくり」を基本理念とした「第2次南阿蘇村総合計画」に基づく、様々な取組を推進してきました。しかしながら、社会・経済情勢、気候変動等の環境の変化は日々目まぐるしく変化を続けており、地方自治を取り巻く環境は厳しさを増しています。

こうしたなか、第2次南阿蘇村総合計画の計画期間が令和7(2025)年度で終了したことを受け、未来に向けたむらづくりの基本的な方向性を示す第3次南阿蘇村総合計画を策定しました。

第3次南阿蘇村総合計画は、「頑張るあなたが主役のむらづくり」を基本理念とし、村民一人ひとりが安心して暮らし、地域の魅力を次世代へとつなぐための施策を体系的に整理します。計画期間は令和8(2026)年度から令和17(2035)年度の10年間とし、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、基本構想・基本計画・実施計画の三層構造を採用し、実効性と機動性を重視した構成としています。

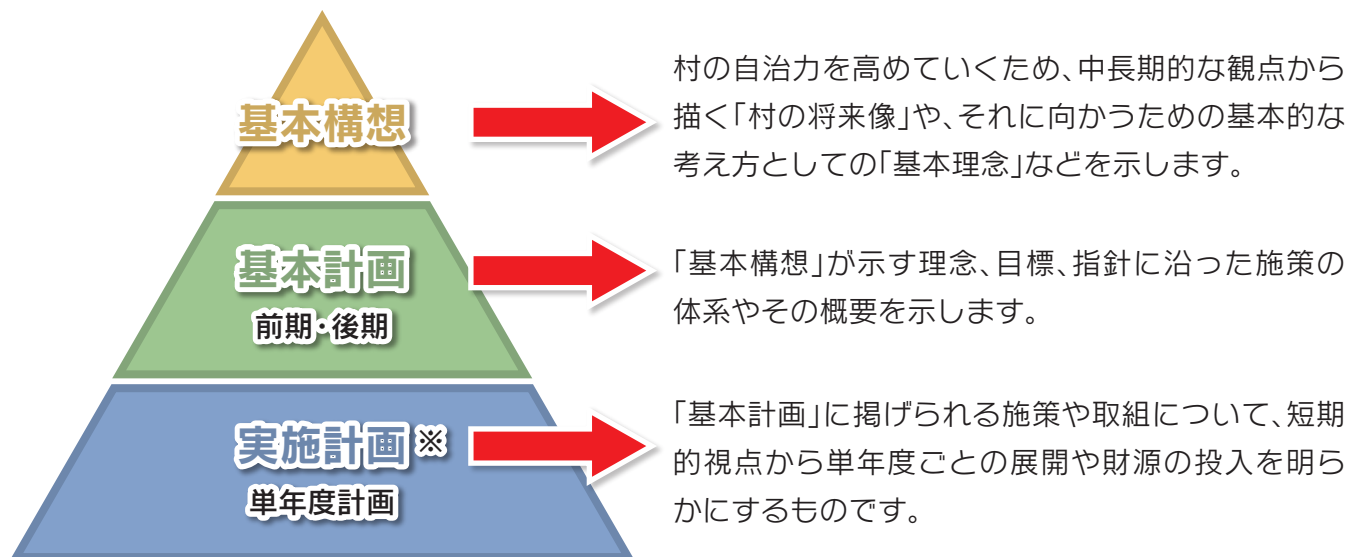
本計画は、村の将来像を明確にし、地域の特性や課題を踏まえた中長期的な政策の指針として、村民と行政が一体となって持続可能な地域社会の実現を目指すものです。

2.計画の位置づけと構成

第3次南阿蘇村総合計画は、村の将来像を明確にし、持続可能な地域づくりを推進するための最上位計画として位置づけられます。行政運営の基本方針を示すとともに、各分野の施策や事業の方向性を体系的に整理し、村民と行政が協働して目指すべき地域の姿を共有するための指針となるものです。

本計画は、基本構想・基本計画・実施計画の三層構造により構成されます。

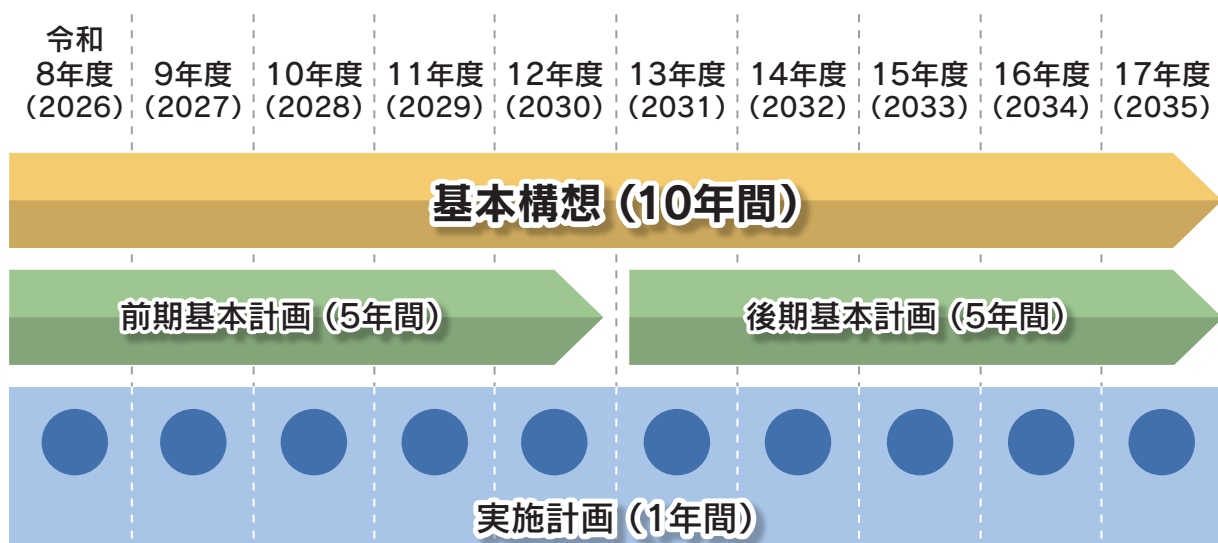
■総合計画の構成■



※「実施計画」については、内容や情報が多岐に渡ることや、単年度計画として随時更新を要するため、本計画内には表示せず、別計画として作成します。

3.計画の期間

本計画は、基本構想10年間、基本計画を前期計画・後期計画それぞれ5年間、実施計画1年間を計画期間とします。なお、社会・経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて本計画の見直しを行うことができるものとします。





1.地勢

南阿蘇村は、熊本県の北東部に位置し、阿蘇五岳と外輪山に囲まれた阿蘇カルデラの南部、南郷谷と呼ばれる地域に広がっています。村の中央には白川が東から西へと流れており、その両岸には住宅地や商業地、耕地が展開し、田園風景が広がっています。この白川は、立野火口瀬付近で阿蘇外輪山の切れ目から熊本平野へと流れ出し、地域の水系の要となっています。

標高は平均で約726メートル、最低175メートルから最高1,587メートルまでの高低差があり、地形の多様性が際立っています。標高600メートル以上の地域は山林や原野が広がり、北部には阿蘇山上や草千里、火口原などの火山地形が見られます。南部は南外輪山の分水嶺に接し、西部の俵山一帯には高原地帯が広がっています。これらの地形は、火山活動によって形成されたカルデラ地形の一部であり、地質学的にも貴重な地域です。

また、南阿蘇村は豊富な湧水に恵まれており、竹崎水源や白川水源、明神池名水公園など、村内に点在する湧水群は「平成の名水百選」にも選定されています。これらの水源は、地域の生活用水や農業用水として活用されているほか、観光資源としても重要な役割を果たしています。

このように、南阿蘇村の地勢は、火山地形と水資源が織りなす独特の自然環境を形成しており、住民の暮らしや産業、観光に深く関わっています。今後の地域づくりにおいても、この地勢的特性を活かした持続可能な発展が求められます。



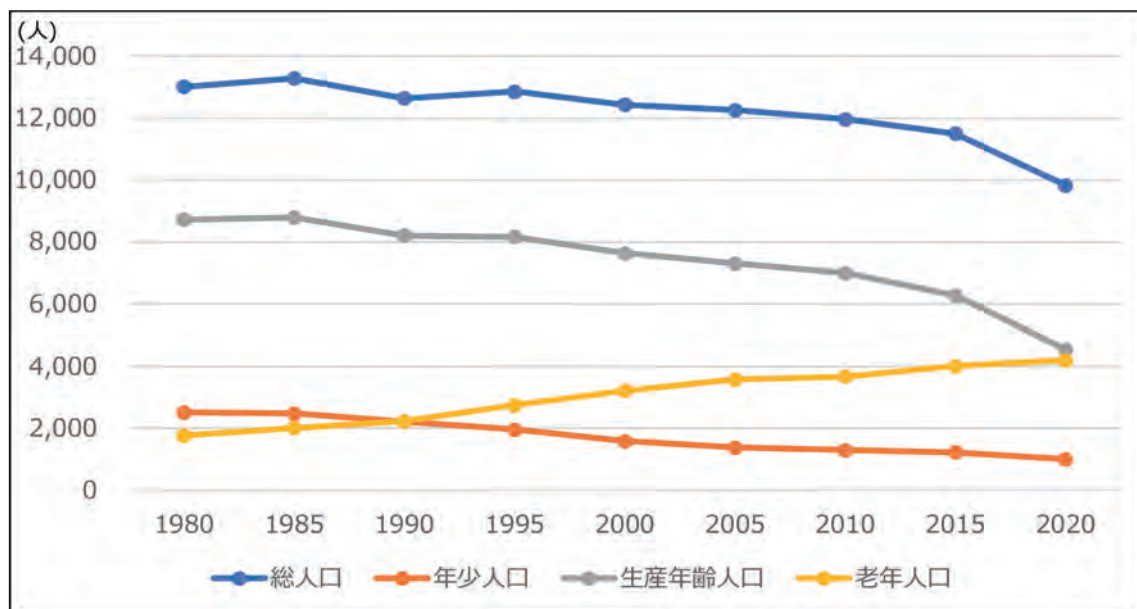
2.人口

(1)年齢3区分別人口の推移

昭和55(1980)年以降の国勢調査による南阿蘇村の人口の推移を見てみると、総人口は、昭和60(1985)年をピークに以降は減少傾向で推移しています。年齢3区分別人口でみてみると、年少人口(0～14歳)が一貫して減少傾向、生産年齢人口(15～64歳)が昭和60(1985)年をピークに減少、老年人口(65歳以上)が一貫して増加傾向で推移しています。

令和2(2020)年時点で、老年人口が生産年齢人口に迫る勢いとなっており、総人口に占める老年人口の割合を示す高齢化率は42.7%となっています。

■村の総人口と年齢3区分別人口の推移■



単位: 人、%

集計年	昭和 55 年 (1980)	昭和 60 年 (1985)	平成 2 年 (1990)	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)
総人口	13,010	13,285	12,643	12,864	12,436	12,254	11,972	11,503	9,836
年少人口	2,516	2,479	2,214	1,959	1,584	1,382	1,293	1,222	1,005
生産年齢人口	8,724	8,791	8,205	8,162	7,639	7,301	6,996	6,274	4,551
老年人口	1,770	2,015	2,224	2,743	3,213	3,571	3,664	4,007	4,201
年齢不詳	0	0	0	0	0	0	19	0	79
高齢化率	13.6	15.2	17.6	21.3	25.8	29.1	30.6	34.8	42.7

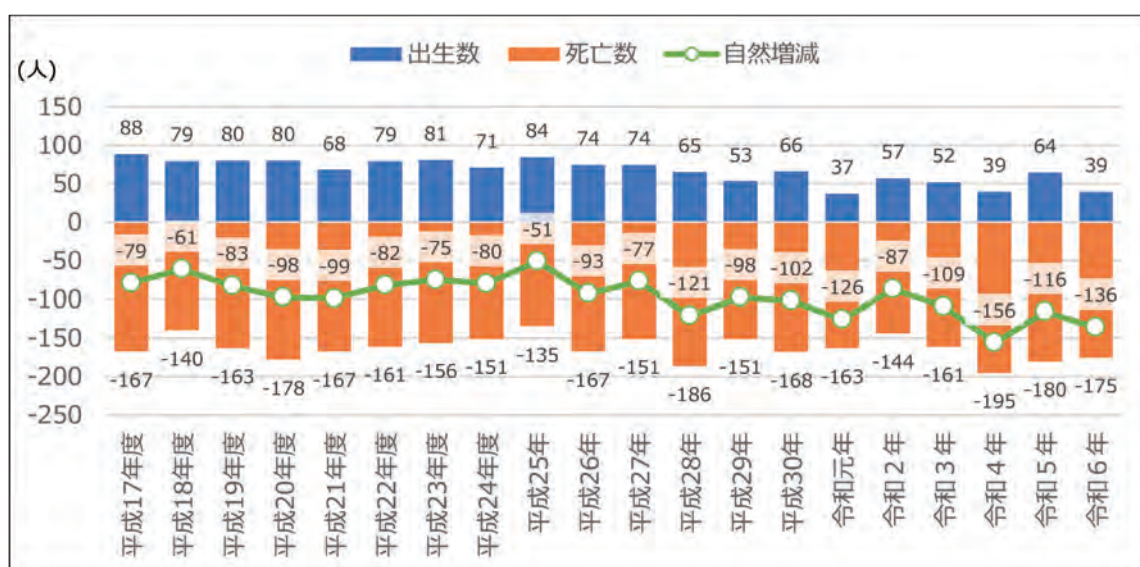
資料: 総務省「国勢調査」

(2)人口動態

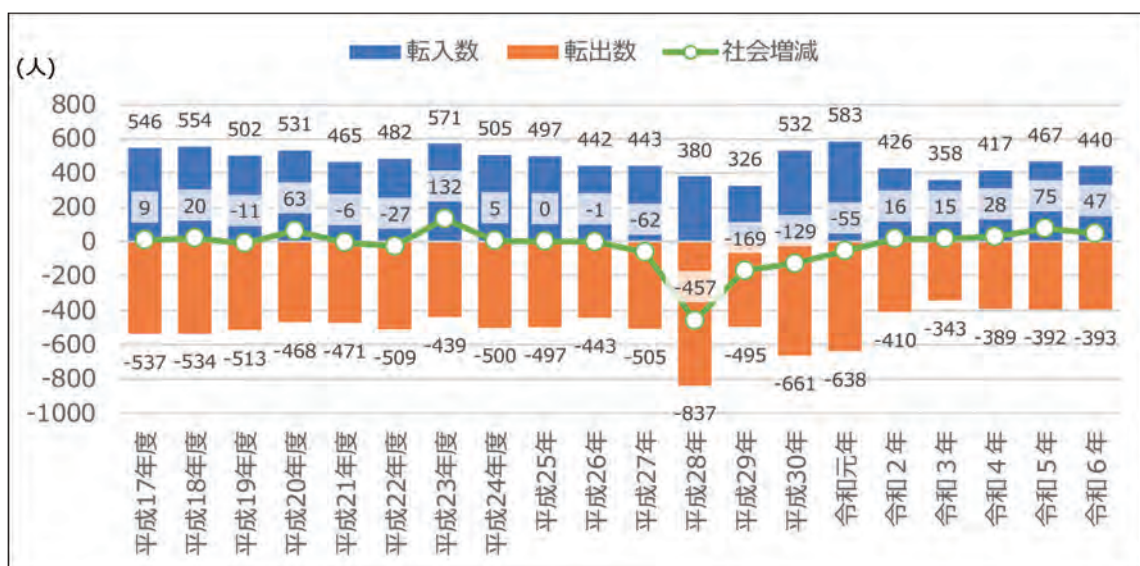
出生数と死亡数の差で表す自然動態は、増減を繰り返しながら、全体としては減少傾向で推移しています。

転入数と転出数の差で表す社会動態は、熊本地震の影響により平成28(2016)年から令和元(2019)年にかけて大きく減少しています。国内の人口規模の縮小に伴い、転入数・転出数ともにその規模はやや縮小していますが、社会動態は令和2(2020)年以降は大きく改善し、社会増を維持しています。

■出生数・死亡数の推移■



■転入・転出の推移■



出典：出典：地域経済分析システムRESAS ウェブサイト

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

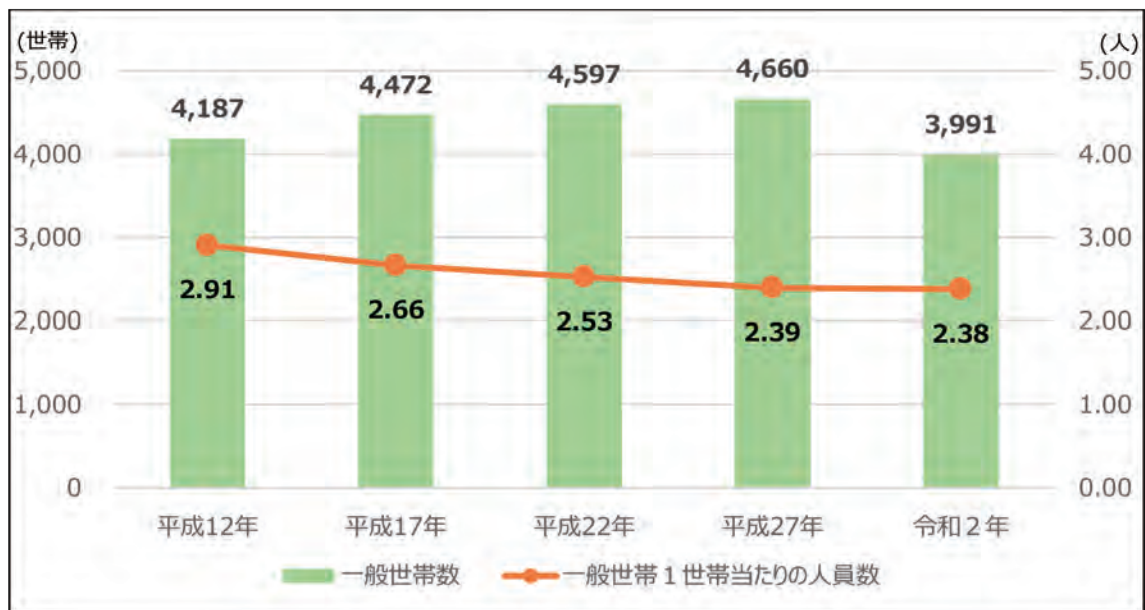
2012(平成24)年度以前は4月1日から3月31日までの間、2013(平成25)年以降は1月1日から12月31日までの間の人口動態。出生数・死亡数・転入数・転出数は2011(平成23)年度までは日本人のみ、2012(平成24)年度以降は外国人を含む数字。自然増減は調査期間中における出生数から死亡数を減じた数。社会増減は調査期間中における転入数から転出数を減じた数。

3.世帯

国勢調査によると、施設等の世帯を除く一般世帯数は平成27(2015)年まで増加傾向で推移していましたが、平成28(2016)年の熊本地震の影響により、令和2(2020)年の調査では大きく減少しています。

一方、一般世帯1世帯当たりの人員数は減少傾向で推移しており、世帯規模の縮小がみられます。

■一般世帯数、一般世帯1世帯あたり人員数の推移■



資料：総務省「国勢調査」

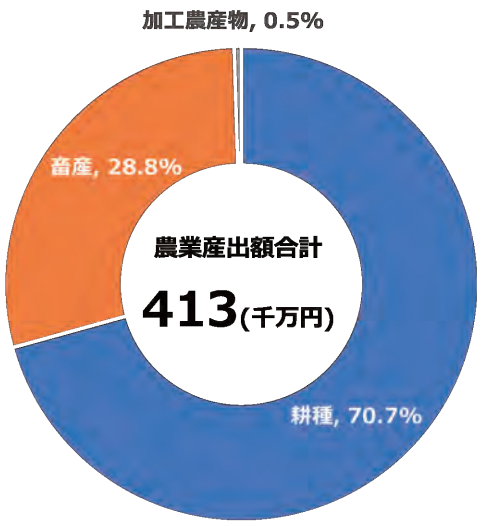
4.産業の動向

(1)農業産出額

農林水産省によると、本村の基幹産業である農業の令和5(2023)年の産出額(推計)は413千万円となっています。

うち、耕種が約7割、畜産が約3割を占めており、耕種では米や野菜、畜産では肉用牛や乳用牛による産出額が大きくなっています。

■農業産出額の推計結果(令和5(2023)年)■



■農業産出額(推計)の内訳(令和5(2023)年)■

種別・作物		産出額 (千万円)	種別・作物		産出額 (千万円)
耕 種	小計 (①)	292	畜 産	小計 (②)	119
	米	99		肉用牛	109
	麦類	0		乳用牛	10
	雑穀	2		生乳	9
	豆類	0		豚	—
	いも類	2		鶏	0
	野菜	145		鶏卵	0
	果実	7		ブロイラー	—
	花き	27		その他畜産物	—
	工芸農作物	8	加工農産物 (③)		2
	茶	1	農業産出額 (①+②+③)		413
	その他作物	3			

※千万円以下端数処理の影響により、各生産物の産出額の合計が小計及び農業産出額と一致しないことがあります。
資料:農林水産省「令和5年市町村別農業産出額(推計)」
(農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果)

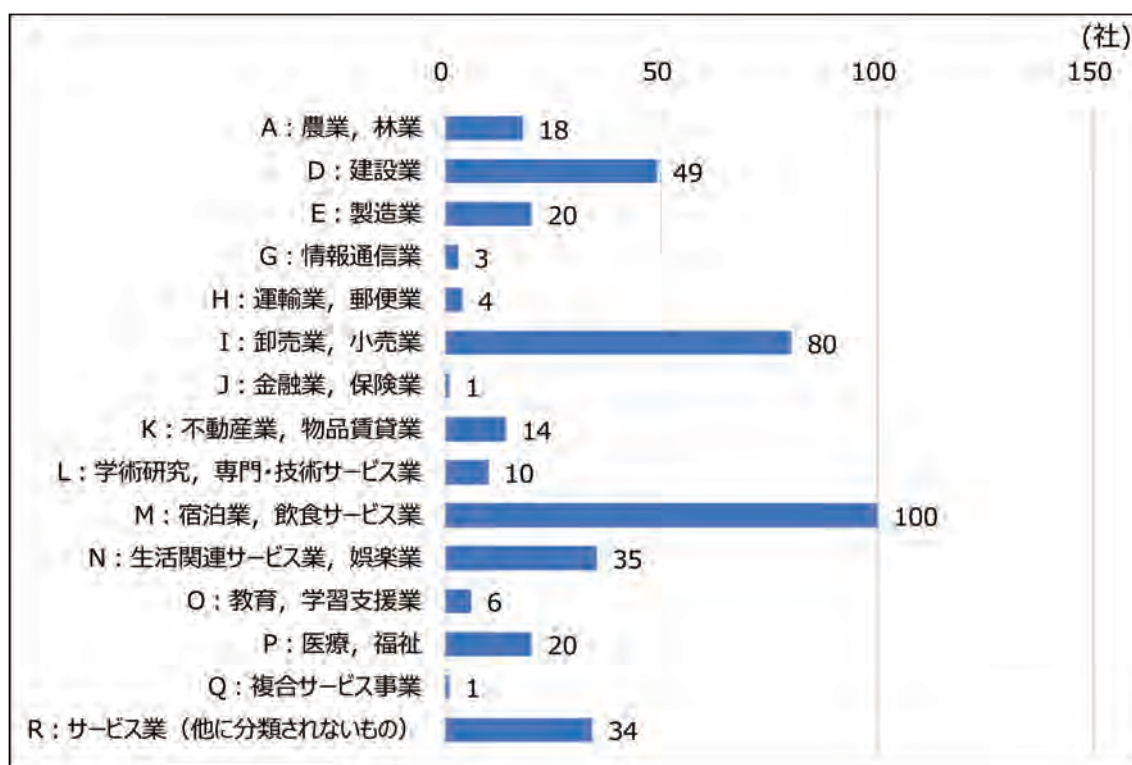
(2)産業別企業数と従業者数

本村の産業別企業数を見ると、最も多いのは「M:宿泊業, 飲食サービス業」で100社、さらに「I:卸売業, 小売業」が80社、「D:建設業」が49社でこれに続きます。

また、産業別従業者数を見ると、最も多いのは「P:医療, 福祉」で721人となっているほか、「M:宿泊業, 飲食サービス業」が531人、「I:卸売業, 小売業」が410人、「D:建設業」が403人でこれに続きます。

一方、産業大分類(3区分別)の就業者割合を見てみると、南阿蘇村は、全国や熊本県と比較して、第1次産業の就業者割合が高い傾向にあります。

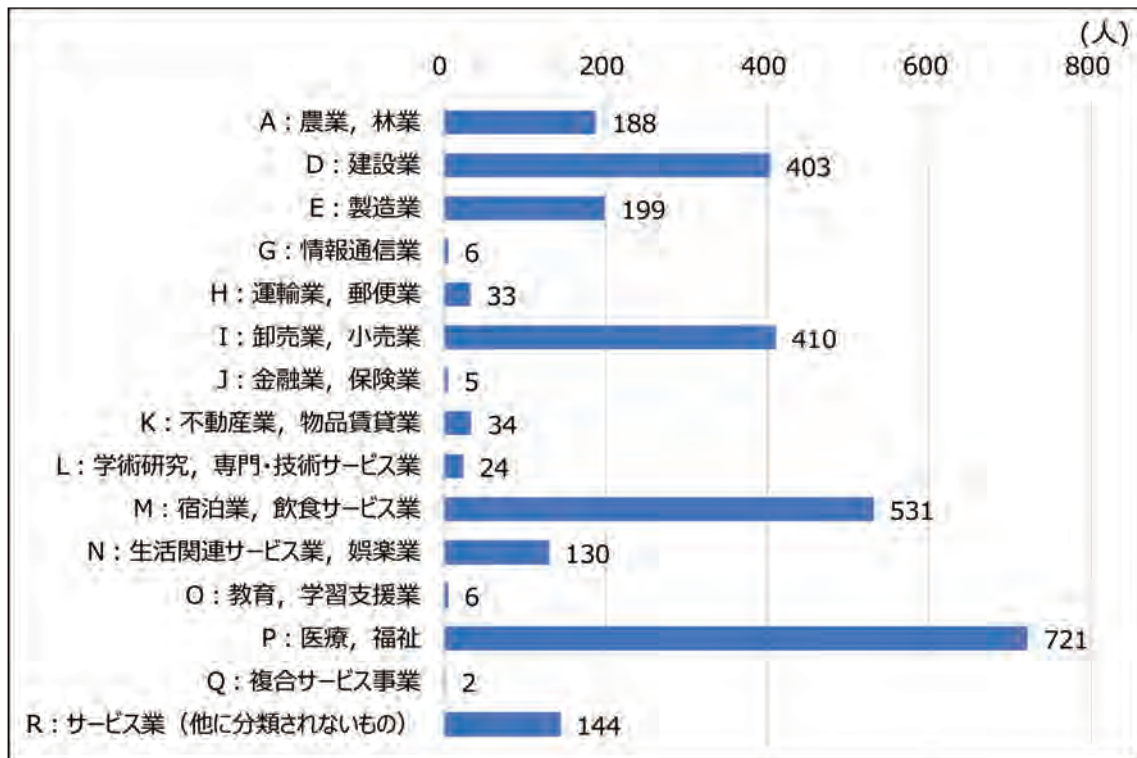
■産業別企業数(令和3(2021)年)■



出典:地域経済分析システムRESAS ウェブサイト

資料:総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」、総務省・経済産業省「経済構造実態調査(産業横断調査)」

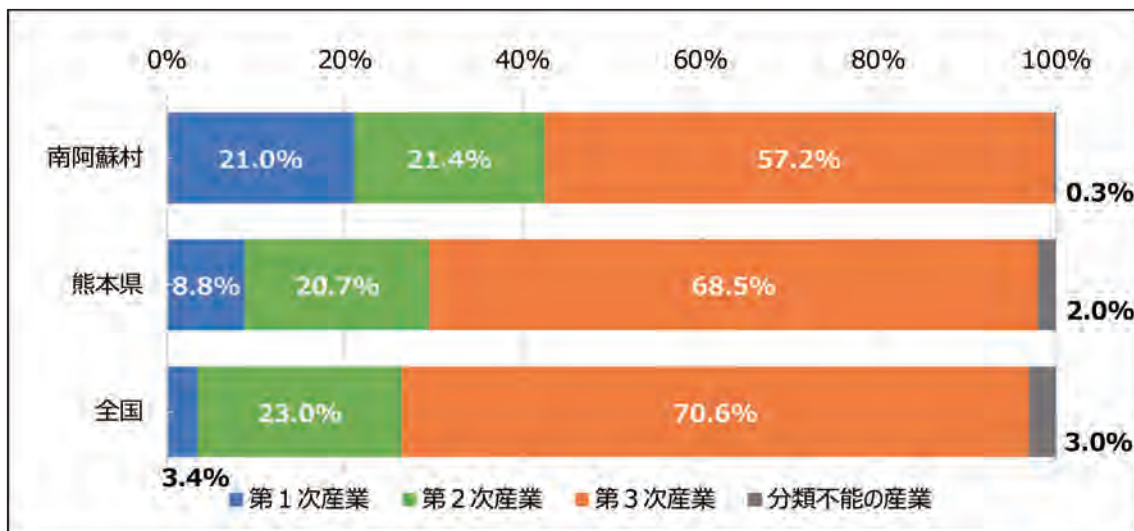
■産業別就業者数(令和3(2021)年)■



出典: 地域経済分析システムRESAS ウェブサイト

資料: 総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」、総務省・経済産業省「経済構造実態調査(産業横断調査)」

■産業大分類(3区分)別就業者の割合(南阿蘇村・熊本県・全国)(令和2(2020)年)■

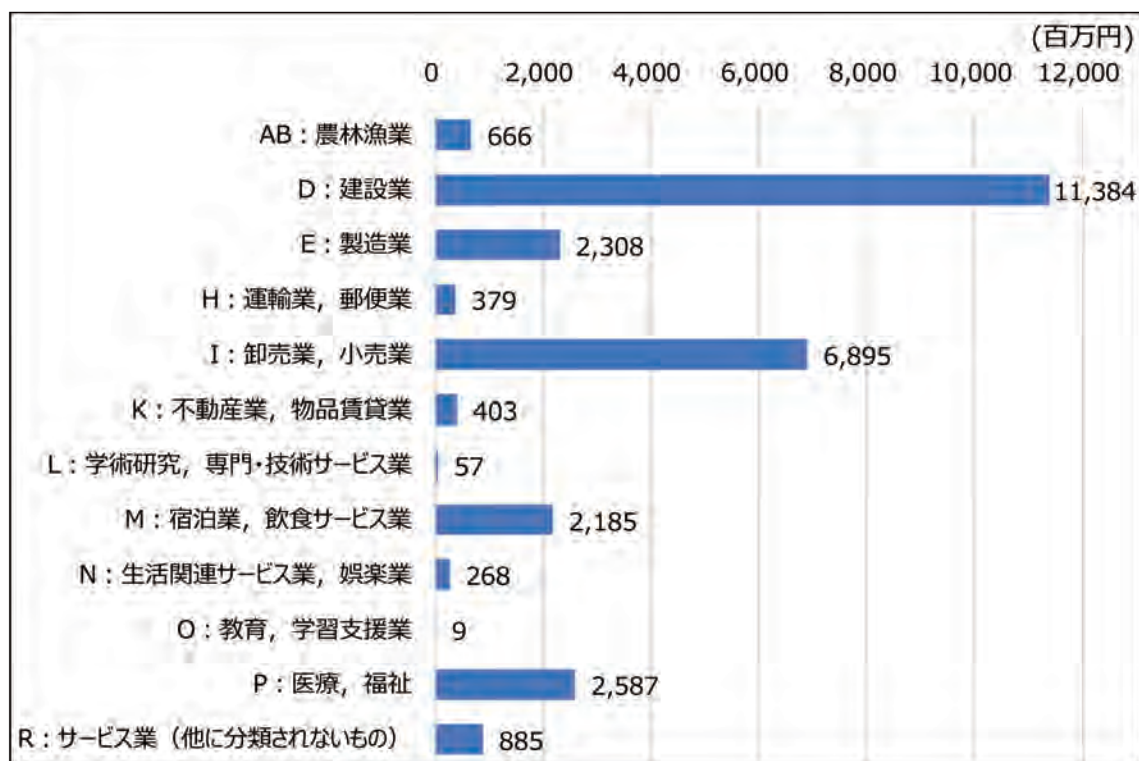


資料: 総務省「国勢調査」

(3)売上高

本村の産業大分類別売上高を見てみると、「D：建設業」が最も高く11,384百万円となっています。さらに、「I：卸売業, 小売業」が6,895百万円、「P：医療, 福祉」が2,587百万円、「E：製造業」が2,308百万円でこれに続きます。なお、村内の企業数が最も多い「M：宿泊業, 飲食サービス業」は2,185百万円となっています。

■産業大分類別売上高(令和3(2021)年)■



出典:地域経済分析システムRESAS ウェブサイト

資料:総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」、総務省・経済産業省「経済構造実態調査(産業横断調査)」

5.財政の状況

南阿蘇村の財政を見てみると、「C 歳入歳出差引」(形式収支)、「E 実質収支」ともに黒字となっています。

しかしながら、「F 単年度収支」(当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額)では、令和元年度から令和5年度までの5年間で赤字と黒字を繰り返しています。

また、「J 実質単年度収支」については、令和元年度から令和5年度までの5年間で4度の赤字を記録しています。

■南阿蘇村の財政■

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
A 歳入総額	17,315,772	17,117,057	14,496,297	14,663,693	13,277,580
B 歳出総額	16,383,129	16,565,785	13,748,794	13,760,399	12,665,248
C 歳入歳出差引	932,643	551,272	747,503	903,294	612,332
D 翌年度に繰越すべき財源	114,139	55,230	43,590	59,771	66,727
E 実質収支	818,504	496,042	703,913	843,523	545,605
F 単年度収支	▲169,968	▲322,462	207,871	139,610	▲297,918
G 積立金	2,247	2,517	2,198	2,144	2,195
H 繰上償還金	32,369	31,293	121,468	92,112	—
I 積立金取崩し額	330,000	409,200	248,000	352,000	422,000
J 実質単年度収支	▲465,352	▲697,852	83,537	▲118,134	▲717,723

資料：総務省「地方財政調査」市町村決算カード

■C 歳入歳出差引(形式収支)

「A 歳入総額」から「B 歳出総額」を差し引いた歳入歳出差引額。

■E 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、「D 翌年度に繰越すべき財源」を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

■F 単年度収支

「E 実質収支」は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。

具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

■J 実質単年度収支

単年度収支に実質的な黒字要素(財政調整基金への「G 積立金」及び地方債の「H 繰上償還金」)を加え、赤字要素(財政調整基金の「I 積立金取崩し額」)を差し引いた額。

第3章 「第2次南阿蘇村総合計画 後期基本計画」の評価



「第2次南阿蘇村総合計画 後期基本計画」について、6つの基本目標ごとに令和7年9月時点の進捗状況を点検・評価しました。

点検・評価は成果指標に対する進捗の点検及び各所管部署による自己点検となっており、次の基準で評価しています。

成果指標の点検・評価(客観評価)基準	自己点検による点検・評価(主観評価)基準
A:目標に対して100%の進捗。 B:目標に対して80～100%未満の進捗。 C:目標に対して60～80%未満進捗。 D:目標に対して40～60%未満の進捗。 E:目標に対して40%未満の進捗。 －:評価不能	A:計画の記載内容について100%の実施。 B:計画の記載内容について80%程度の実施。 C:計画の記載内容について60%程度の実施。 D:計画の記載内容について40%程度の実施。 E:計画の記載内容について未着手またはほとんど実施できていない。 －:評価不能

1.計画全体の進捗状況

(1)成果指標の点検・評価(客観評価)

「第2次南阿蘇村総合計画 後期基本計画」において成果指標が設定されており、かつ評価可能な指標に対する点検・評価について、それぞれAを5点、Bを4点、Cを3点、Dを2点、Eを1点の5段階評価として数値化し、全体の平均を求めると、

3.13 点 / 5点満点

の評価となりました。

今回評価対象となった101の成果指標は、むらづくりにおける様々な分野の取組の成果を評価する目的で設定されていますが、成果指標の点検・評価基準と照らし合わせると、「第2次南阿蘇村総合計画 後期基本計画」の計画期間において平均して60%以上、80%未満の進捗が確認されました。

点検・評価の結果、十分に進捗してきたとは言えない分野も明らかになったため、第3次南阿蘇村総合計画においては取組手法の改善や指標の見直しを含めた検討が必要となっています。

(2)自己点検・評価(主観評価)

「第2次南阿蘇村総合計画 後期基本計画」の評価可能な施策の推進方針に対する自己点検及び定性的な評価について、それぞれAを5点、Bを4点、Cを3点、Dを2点、Eを1点の5段階評価として数値化し、全体の平均を求めると、

3.27 点 / 5点満点

の評価となりました。

今回評価対象となった124の推進方針には、むらづくりにおける様々な分野の取組が盛り込まれていますが、自己点検・評価基準と照らし合わせると、「第2次南阿蘇村総合計画 後期基本計画」の計画期間において平均して60%以上、80%未満の進捗が確認されました。

自己点検・評価の結果、本来取り組むべき施策への対応が不十分な分野や、取組の効果があまり表れていないものも明らかになったため、第3次南阿蘇村総合計画においては取組の一層の推進や取組内容の見直しを含めた検討が必要となっています。

■基本目標ごとのスコア■



2.基本目標ごとの取組状況

(1)基本目標1 自然環境の保全と活用(客観評価点3.03／主観評価点2.97)

基本目標1について、評価対象となった施策の進捗状況を点検・評価したところ、以下のとおりとなりました。

計画全体の評価点の平均が客観評価点3.13、主観評価点3.27であるのに対し、基本目標1の進捗状況をみると、客観評価点、主観評価点のいずれも全体の評価点の平均を下回っています。

「3. 水道施設の整備」では、水道関連施設の計画的な更新を目指しましたが、水道事業の経営状況や突発的な応急工事への対応のため、計画的な更新の実施ができていないといえます。

「5. 自然環境への配慮」では、令和2年度に策定された南阿蘇村農村環境計画を基礎に、希少種の生息・生育状況や環境配慮ゾーンの設定を検討することを目指していましたが、村としての取組は本格的には至っていません。また、農村環境計画を基礎とした生物多様性地域戦略の策定に向けて、素案の作成を進めていますが、関係部署との調整や施策の具体化にはなお時間を要する見込みです。

「6. 阿蘇の景観保全と活用」では、村有保安林の樹種変換や世界遺産登録に向けた景観方針の策定を目指しましたが、評価時点では具体的な進捗がありません。

「7. 景観に調和する施設整備」では、定住促進と適正な山林・原野開発の調整・両立を図るため、既存の景観計画や自然環境保全条例、土地利用に関する計画等の拡充を目指しましたが、評価時点では具体的な進捗がありません。また、文化的景観のあるべき姿について、景観別に施設等の将来像を描くことを目指しましたが、評価時点では具体的な進捗がありません。

■基本目標1の進捗状況■

基本目標と施策	客観評価点	主観評価点
基本目標1 自然環境の保全と活用	3.03	2.97
1.水環境の保全	3.50	3.25
2.地域資源を活用した再生エネルギーの普及	3.80	3.80
3.水道施設の整備	3.50	2.50
4.循環型社会の構築	3.40	3.60
5.自然環境への配慮	2.40	2.60
6.阿蘇の景観保全と活用	2.00	1.75
7.景観に調和する施設整備	2.40	3.00
(参考)計画全体の評価	3.13	3.27

(2)基本目標2 地域特性を生かした産業振興(客観評価点2.87／主観評価点3.05)

基本目標2について、評価対象となった施策の進捗状況を点検・評価したところ、以下のとおりとなりました。

計画全体の評価点の平均が客観評価点3.13、主観評価点3.27 であるのに対し、基本目標2の進捗状況をみると、客観評価点、主観評価点のいずれも全体の評価点の平均を下回っています。

「1. “攻め”の農畜産業の推進」では、環境に配慮した農業を推進しSDGsに取り組む企業と連携を図りましたが、目標指標を大きく下回る成果となりました。また、地産地消の推進においては、生産者の供給と村内観光施設の需要のバランスを取るのが困難であり、地産地消実証アプリなどを導入して実証実験をしたものの、仕組みの確立までは至りませんでした。

「3. 商工業の振興及び起業・創業の支援」では、従来の親族承継支援事業に加えて、第三者承継の周知を図り連携支援体制を強化しましたが、村内商工業の活性化に向けてはさらなる支援が必要です。また、創業支援計画に基づき商工会や関係機関と連携を取り、相談者の対応を行っているものの、目標とした支援数には及ばず、さらなる相談体制の充実と積極的な働きかけが必要です。

「4. 地域の雇用を生み出す企業誘致」では、地場産業の創出というほどの成果には至っていないものの、企業誘致や村内企業による雇用の創出において一定の成果が見られます。

「5. 魅力ある観光交流の推進」では、コロナ禍の影響を受け、令和2年度には観光入込客数が大幅に減少しました。近年は、団体旅行から個人旅行へのシフトが顕著となっており、旅行形態の変化に対応した観光施策の推進が求められます。また、滞在型観光を促すための魅力あるプログラムの創出が求められます。

■基本目標2の進捗状況■

基本目標と施策	客観評価点	主観評価点
基本目標2 地域特性を生かした産業振興	2.87	3.05
1. “攻め”の農畜産業の推進	2.75	3.80
2. 持続する農林業体制づくり	4.25	3.75
3. 商工業の振興及び起業・創業の支援	2.25	2.25
4. 地域の雇用を生み出す企業誘致	4.00	2.00
5. 魅力ある観光交流の推進	1.00	2.80
(参考)計画全体の評価	3.13	3.27

(3)基本目標3 とともに学び育て合う未来の人づくり(客観評価点3.60／主観評価点3.33)

基本目標3について、評価対象となった施策の進捗状況を点検・評価したところ、以下のとおりとなりました。

計画全体の評価点の平均が客観評価点3.13、主観評価点3.27 であるのに対し、基本目標3の進捗状況をみると、客観評価点、主観評価点のいずれも全体の評価点の平均を上回っています。

「1. ふるさとを担い、未来を開く子どもの育成」では、小学校運動部活動社会体育移行に伴い、児童の放課後活動の充実を図る「放課後きらめきクラブ」への加入率が低下していることが課題となっています。一方で、小学生の放課後活動の多様化の定着が見られており、今後は中学生の放課後活動の支援も視野に、児童・生徒の放課後活動の充実が求められます。

「3. 歴史文化遺産の継承・保存活用と芸術・文化活動の充実」では、文化財教育の普及に向けた講座や研修を実施し、文化財についての周知啓発を行うことができました。講座や研修への参加者が固定化されつつあるため、新規の参加者が参加しやすいような動機付けが求められます。

また、令和5年度より文化財保存活用地域計画協議会を設置して村の課題や課題解決のための取組に関して計6回の協議を行い、令和7年度より計画の運用を開始します。

■基本目標3の進捗状況■

基本目標と施策	客観評価点	主観評価点
基本目標3 とともに学び育て合う未来の人づくり	3.60	3.33
1.ふるさとを担い、未来を開く子どもの育成	3.00	3.20
2.生涯学習・生涯スポーツの推進	3.25	3.50
3.歴史文化遺産の継承・保存活用と芸術・文化活動の充実	4.67	3.33
(参考)計画全体の評価	3.13	3.27

(4)基本目標4 安心・安全で幸せを感じるむらづくり(客観評価点3.42／主観評価点3.76)

基本目標4について、評価対象となった施策の進捗状況を点検・評価したところ、以下のとおりとなりました。

計画全体の評価点の平均が客観評価点3.13、主観評価点3.27 であるのに対し、基本目標4の進捗状況をみると、客観評価点、主観評価点のいずれも全体の評価点の平均を上回っています。

「2. 交通安全・防犯体制の充実」では、交通事故ゼロを目指して住民への啓発活動、交通指導員の街頭指導や見守り活動を行っているほか、防犯パトロール隊も積極的に広報活動を実施しています。また、防犯体制強化に向けて、防犯灯の新設・修繕、防犯カメラの設置を進めています。村では、交通死亡事故ゼロ、犯罪発生ゼロの高い目標を掲げていますが、犯罪発生認知件数が増加しており、取組の継続が求められます。

「3. 子育て支援の充実」では、子育て世帯が安心して働けるよう、保育受け入れ体制の充実を図り、待機児童ゼロを維持しています。また、親子の交流や情報交換の場として、子育て支援センターを設置して無料で安心して遊べる環境を整備しており、村内外の親子に利用されています。

「5. 高齢者が安心して暮らせる環境づくり」では、生活支援サービスの充実を図ることを目指した外出支援サービスの利用件数は、目標200件に対し令和6年度の利用実績が97件でした。外出支援サービスに対する需要は年々低下しており、今後は介護給付費とのバランスを注視しながら取組内容の見直しを図る必要があります。

■基本目標4の進捗状況■

基本目標と施策	客観評価点	主観評価点
基本目標4 安心・安全で幸せを感じるむらづくり	3.42	3.76
1.防災・減災対策の充実	3.33	3.00
2.交通安全・防犯体制の充実	1.50	3.75
3.子育て支援の充実	4.67	3.67
4.生涯を通じた健康づくりの推進	3.67	4.50
5.高齢者が安心して暮らせる環境づくり	2.80	3.40
6.障がい者がいきいき暮らせる環境づくり	5.00	4.00
7.地域福祉の推進	4.00	4.00
(参考)計画全体の評価	3.13	3.27

(5)基本目標5 便利で住みやすい定住のむらづくり(客観評価点2.87／主観評価点3.37)

基本目標5について、評価対象となった施策の進捗状況を点検・評価したところ、以下のとおりとなりました。

計画全体の評価点の平均が客観評価点3.13、主観評価点3.27であるのに対し、基本目標5の進捗状況をみると、主観評価点で全体の評価点の平均を上回るものの、客観評価点で全体の評価点の平均を下回っています。

「1. 移住・定住の推進」では、移住・定住者の住宅の確保に向けて、空き家の掘り起こしによる空き家バンク登録件数の増加を目指しましたが、登録件数は減少傾向にあります。これは、空き家そのものも減少したこと、空き家が老朽化し空き家バンクへの登録が不可能となったこと等の影響を受けています。また、子育て世代の村への移住・定住を促進するため、空き家の改修補助事業を行っていますが、空き家バンクへの登録件数の減少に伴い、補助件数は目標を大きく下回っています。引き続き、移住・定住者促進に向けた住宅の確保を目指し、空き家の所有者に対し空き家バンクへの新規登録について周知・促進していく必要があります。

「5. 公共施設の活用と整備」では、公共施設の適正管理に向けて固定資産台帳の見直しを図ることとしていましたが、村の固定資産台帳システム内の格納データと、決算上の報告値に誤差が発生しています。随時データの確認・補修正作業に取り組んでいますが、固定資産台帳の見直しに着手できていない状況です。

一方、温泉施設の売却や老朽化した施設の解体などにより、村の財政を圧迫していた公共施設の維持管理にかかる費用が減少しています。遊休施設で方向性が定まっていない施設もあるため、維持管理費を精査し、各課で今後の公共施設のあり方について引き続き方向性を検討していく必要があります。

■基本目標5の進捗状況■

基本目標と施策	客観評価点	主観評価点
基本目標5 便利で住みやすい定住のむらづくり	2.87	3.37
1.移住・定住の推進	2.25	2.50
2.利用しやすい公共交通ネットワークの構築	3.00	3.33
3.道路網整備の促進	4.00	3.67
4.ICT技術の活用	3.00	3.50
5.公共施設の活用と整備	2.75	3.80
(参考)計画全体の評価	3.13	3.27

(6)基本目標6 暮らしを支える行政運営の推進(客観評価点3.25／主観評価点3.17)

基本目標6について、評価対象となった施策の進捗状況を点検・評価したところ、以下のとおりとなりました。

計画全体の評価点の平均が客観評価点3.13、主観評価点3.27であるのに対し、基本目標6の進捗状況をみると、主観評価点で全体の評価点の平均を下回るものの、客観評価点で全体の評価点の平均を上回っています。

「1.信頼される行政運営の推進」では、行財政改革計画に掲げた諸施策のうち、特に困難とされていた第三セクター関連施設の民間譲渡等に一定の目処をつけ、財政負担の軽減と民間活力の導入という両面で大きな進展を得られました。一方で、その他の取組(業務の見直し、組織の最適化、人事評価の適正化、公共施設の適正配置等)については、進捗にばらつきが見られ、全体としての改革の浸透には課題が残っています。今後は、各施策の進捗状況を適切に把握し、必要に応じて計画の見直しを行うなど、実効性を高める取組が求められます。

また、行政サービスの効率化と住民サービスの向上を図るため、広域行政の推進を目指しましたが、マイナンバーを活用した事務処理の標準化に関する協議は進められたものの、新たな広域連携の実施には至っていません。

「2.健全な財政運営の強化」では、「第2次南阿蘇村総合計画 後期基本計画」策定時と比べて、公共施設の除却や民間売却等により維持管理費、委託費が削減されたことなどから、村の経常収支比率は改善傾向となっています。一方、大型建設事業等の縮減には着手できず、公債費も増加傾向にあることから、今後は公営企業会計を含めた起債を伴う事業の緊急性、費用対効果を勘案しながら事業費の抑制を図り、公債費の圧縮に取り組む必要があります。

■基本目標6の進捗状況■

基本目標と施策	客観評価点	主観評価点
基本目標6 暮らしを支える行政運営の推進	3.25	3.17
1.信頼される行政運営の推進	2.33	3.20
2.健全な財政運営の強化	3.67	2.50
3.開かれた村政の推進	4.00	4.00
(参考)計画全体の評価	3.13	3.27



第3次南阿蘇村総合計画の策定にあたり、将来のまちづくりに反映していくため、住民を対象としたアンケート調査を実施しました。

1. 調査対象及び調査方法、回収結果

項 目	内 容	
調査種別	一般住民向け調査	中学生向け調査
調査対象	18歳以上の村内在住者	村内在住の中学生
配布	1,500票	232票
調査方法	郵送調査、WEB調査併用	WEB調査
調査時期	令和7年5月	令和7年5月
調査地区	南阿蘇村内全域	南阿蘇村内全域
有効回収数	628票	211票
有効回収率	41.9%	90.9%

2. 数値の基本的な取り扱い

- ① 比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100%を上下する場合があります。
- ② 基数となるべき実数は、“n = ○○○”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。
- ③ 回答者が複数の項目を回答できる設問については、各回答の合計比率が100%を超える場合があります。

3.主な回答結果

(1)村への愛着度

- 問2 あなたは、南阿蘇村に愛着を感じますか。【一般住民向け調査】
- 問2 あなたは、南阿蘇村のことが好きですか。【中学生調査】

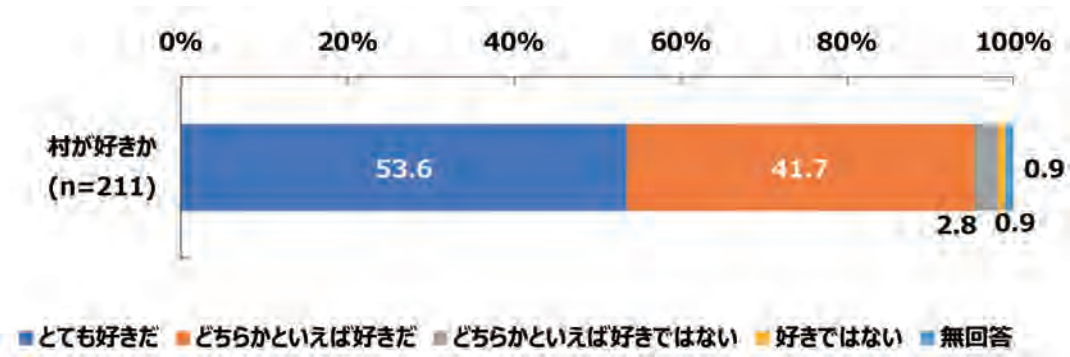
結果概要

一般住民向け調査では、“愛着を感じている”が89.6%を占めています。一方、中学生調査では“好きだ”が95.3%を占めています。

■村への愛着度【一般住民向け調査】■



■村が好きか【中学生調査】■



(2)村への定住意向

問3 あなたは、これからも南阿蘇村に住み続けたいと思いますか。【一般住民向け調査】

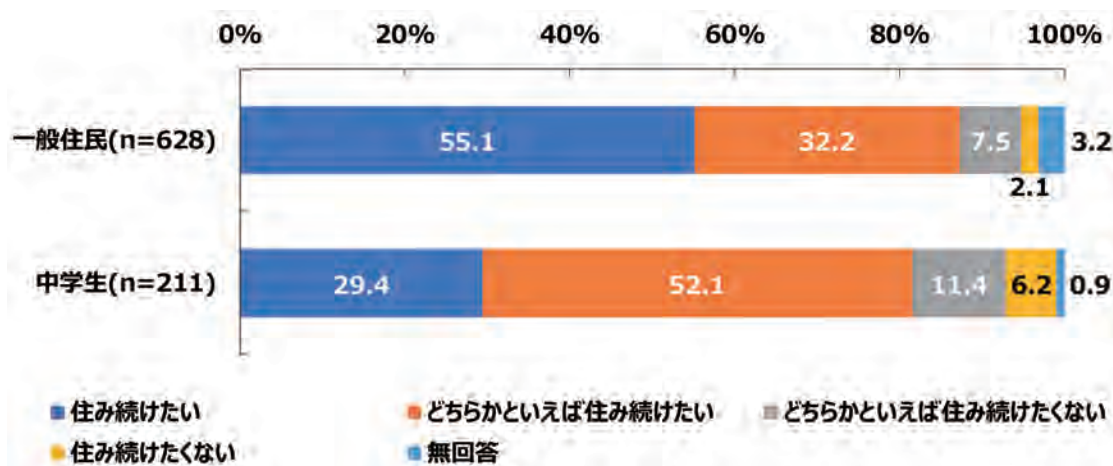
問3 あなたは、これからも南阿蘇村に住みたいと思いますか。【中学生調査】

結果概要

一般住民向け調査では、“住み続けたい”が87.3%を占めています。一方、中学生調査では“住み続けたい”が81.5%を占めています。

いずれも“住み続けたい”が8割以上を占めており高い水準ではあるものの、一般住民向け調査の結果に比べて、中学生調査の結果のほうが“住み続けたい”が少なくなっています。

■村への定住意向について■



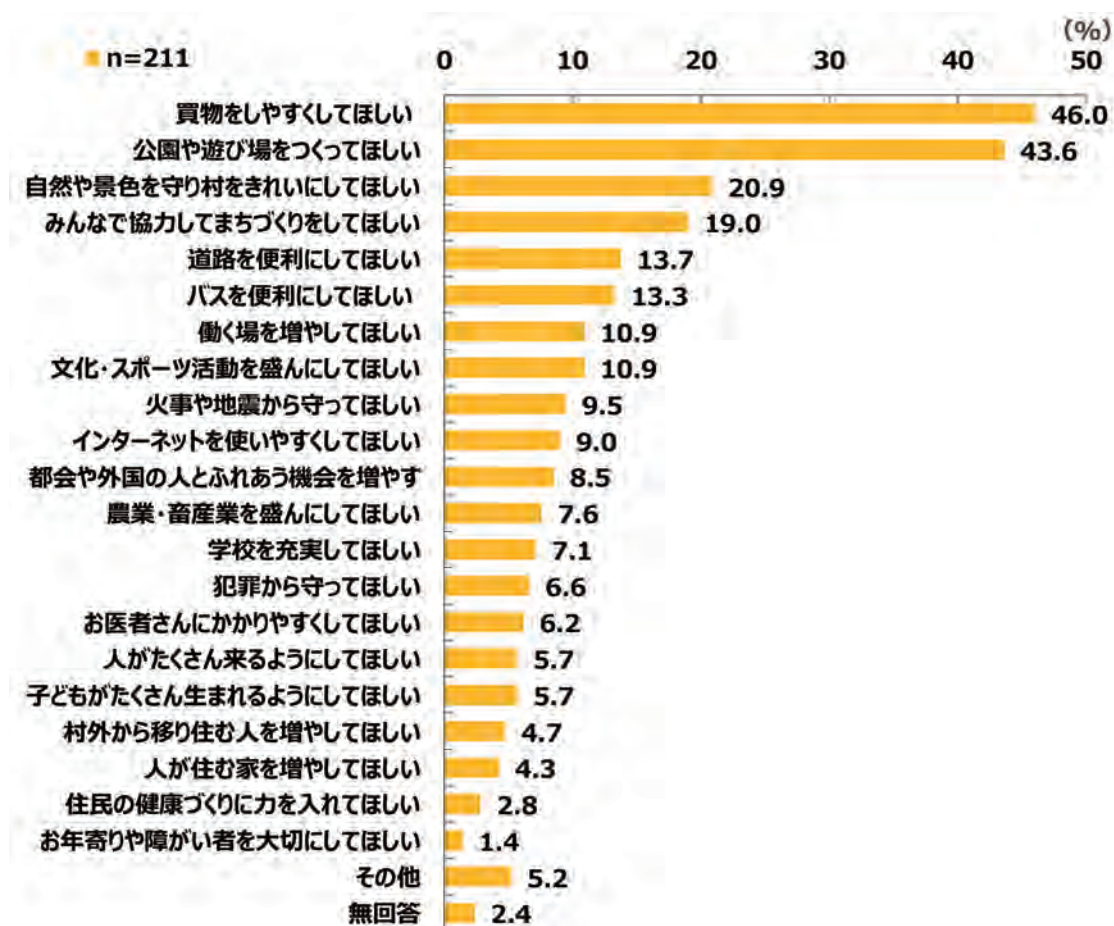
(3) 今後特に力を入れてほしいところ【中学生調査】

問6 あなたは、今後のむらづくりで、特にどのようなところに力を入れてほしいと思いますか。(〇は3つまで)

結果概要

今後特に力を入れてほしいところについては、「買物をしやすくしてほしい」(46.0%)が最も多く、次いで「公園や遊び場をつくってほしい」(43.6%)、「自然や景色を守り村をきれいにしてほしい」(20.9%)の順となっています。

■ 今後特に力を入れてほしいところ ■



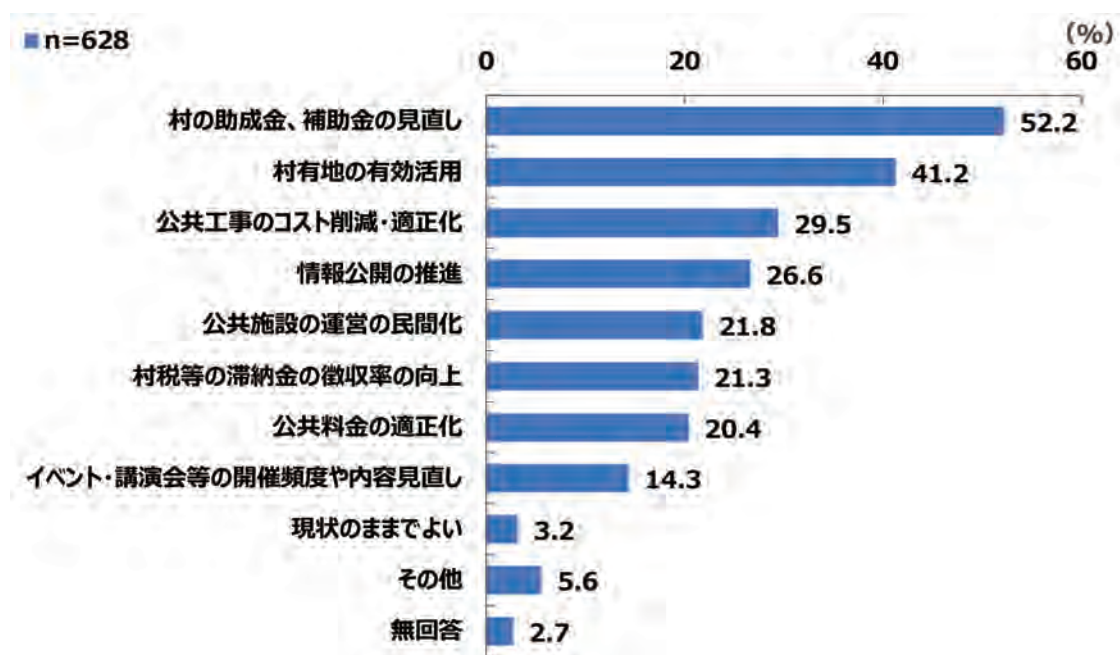
(4)行財政改革で優先的に行うべき項目【一般住民向け調査】

問22 あなたは、今後の行財政改革で優先的に行うべき項目は何だと思いますか。
(〇は3つまで)

結果概要

行財政改革で優先的に行うべき項目については、「村の助成金、補助金の見直し」(52.2%)が最も多く、次いで「村有地の有効活用」(41.2%)、「公共工事のコスト削減・適正化」(29.5%)の順となっています。

■行財政改革で優先的に行うべき項目■



(5) むらづくりの重要度【一般住民向け調査】

本村のむらづくりにおける施策や環境の今後の重要度についてアンケートの回答結果を評価点としてスコア化しました。

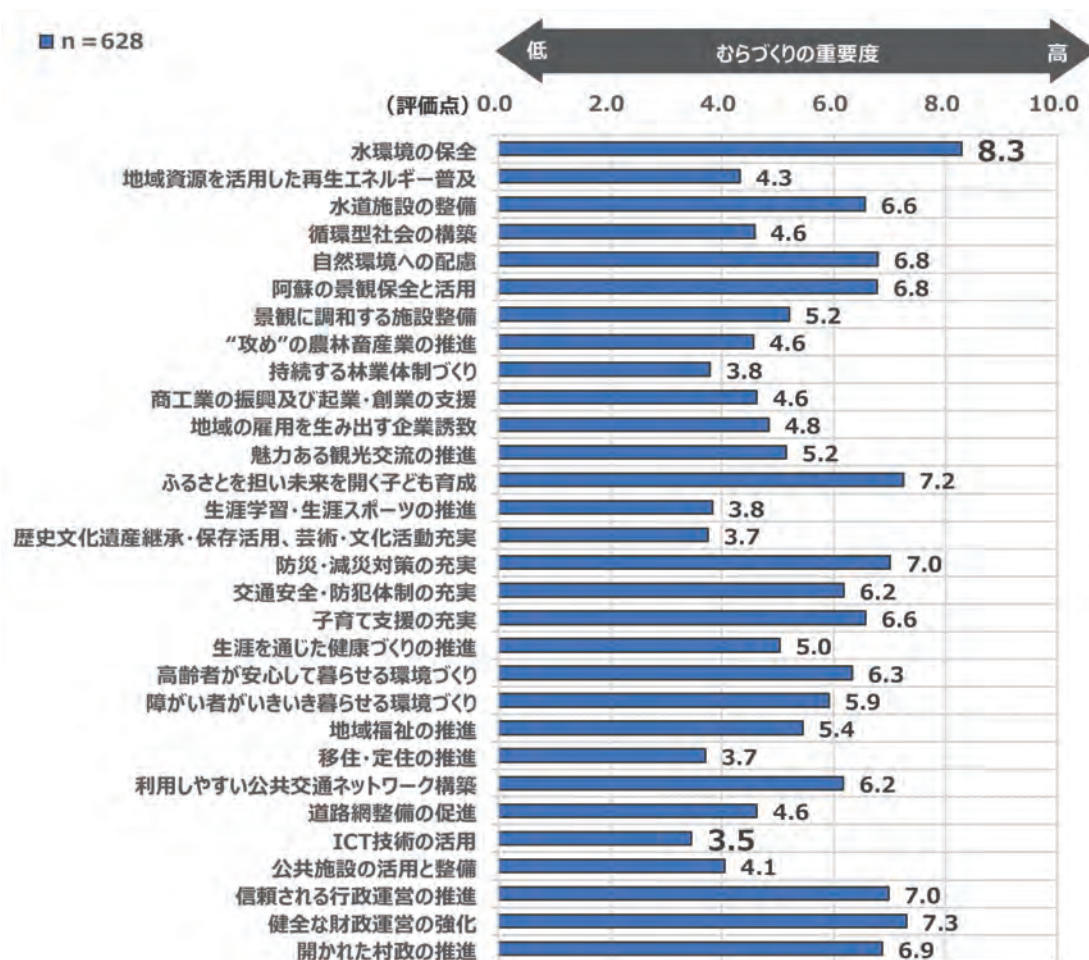
問4 南阿蘇村での暮らしについて、南阿蘇村総合計画に基づき推進されている次の各施策分野について、今後の重要度をおたずねします。それぞれの項目についてあなたの考えに一番近い番号を選んで1つに○印をつけてください。

結果概要

むらづくりの重要度の評価点については、「重要度1 水環境の保全」(8.3)が最も高くなっています。

一方で「重要度26 ICT 技術の活用」(3.5)の重要度の評価点が最も低くなっており、「重要度15 歴史文化遺産継承・保存活用、芸術・文化活動充実」・「重要度23 移住・定住の推進」(共に3.7)がこれに続きます。

■ むらづくりの重要度 ■



第 2 部

基本構想



南阿蘇村では、熊本地震からの復興を経て、持続可能で安心して暮らせる地域づくりを目指してきました。

近年、人口減少や少子高齢化が加速する中で、地域の活力維持と福祉の充実が喫緊の課題となっています。また、気候変動やエネルギー問題への対応、デジタル技術の進展による生活様式の変化など、社会・経済情勢は大きく変容しています。

こうした状況を踏まえ、本村では「ともに育み、ともに歩む、わたしたちのむら 南阿蘇」の実現に向けて、地域資源を活かした持続可能なまちづくりを推進してまいります。

本構想は、行政と村民との対話と協働を重視しながら、村民それぞれが地域の一員としての責任感や役割を認識するとともに、多様な連携や協働を行いながら歩み続けていくにあたっての“道しるべ”となるものです。

1.村の将来像

私たちは、これまでの総合計画において、「誰もが住みたい 住み続けたい 南阿蘇村」を目標（＝将来像）に、様々なむらづくりに取り組んできました。

しかし、我が国における少子高齢化、地方の人口減少等、様々な課題が残されており、持続可能なむらづくりにおいては、本村に関わるすべての人、団体等の関係者が、理想を共にして歩んでいく必要があります。こうしたことを踏まえ、今後のむらづくりの目指すべき姿として、本村の将来像を次のとおり定めます。

■村の将来像■

ともに育み、ともに歩む、わたしたちのむら 南阿蘇

2.基本理念

本計画では、行政と議会、村民、村内外の民間企業や教育機関、国や県との連携など、本村をもっと良くしたいと願う関係者全体を「チーム南阿蘇」とし、全ての主体がむらづくりに参画している姿を目標として、次の基本理念を掲げます。

■基本理念■

頑張るあなたが主役のむらづくり

3.施策の大綱

本総合計画では7つの政策分野ごとに基本目標を掲げ、基本目標の示す方向性に従って施策を展開します。

(1)基本目標1 「こどもまんなか」のむらづくり

- こども・若者の健全育成に向けた各種取組を展開します。
- 結婚・妊娠・出産・子育てまで、一貫して切れ目のない支援を行い、安心してこどもを産み育てられる村の実現を図ります。
- 困難な状況に置かれたこども・若者を含め、誰一人取り残さないこども・若者支援を行い、「こどもまんなか」のむらの実現を図ります。

(2)基本目標2 健康・福祉のむらづくり

- ライフステージに応じた健康づくり活動の支援を行い、生涯を通じた健康づくりを促進します。
- 高齢者や障がい者が自分らしく暮らせるよう、各種支援サービスの充実を図ります。
- 地域全体で支援が必要な人を支える地域福祉体制の確立を図ります。

(3)基本目標3 自然豊かで美しいむらづくり

- 自然環境と環境資源の活用・保全を図ります。
- 循環型社会の構築、環境負荷の軽減を図ります。

(4)基本目標4 力強い産業のむらづくり

- 村内産業の振興を図ります。
- 企業誘致・雇用の創出を推進します。

(5)基本目標5 未来に羽ばたくひとを育てるむらづくり

- 教育・文化・スポーツ環境の充実を図ります。
- 生涯学習・社会教育・人材育成を推進します。

(6)基本目標6 住み良く充実した暮らしのむらづくり

- 道路・交通ネットワーク、暮らしに係る各種サービスを維持します。
- 質の高い住環境を創出し、移住・定住を促進します。
- 消防・防犯・防災体制の充実を図り、安心・安全なむらづくりを推進します。

(7)基本目標7 持続可能なむらづくり

- 地域の担い手育成と交流拡大で活力あるむらの形成を図ります。
- DXと行財政改革で効率的で透明性ある村政を推進します。
- 公共施設の最適化で財政負担を軽減し持続可能なむらづくりを推進します。

第 3 部

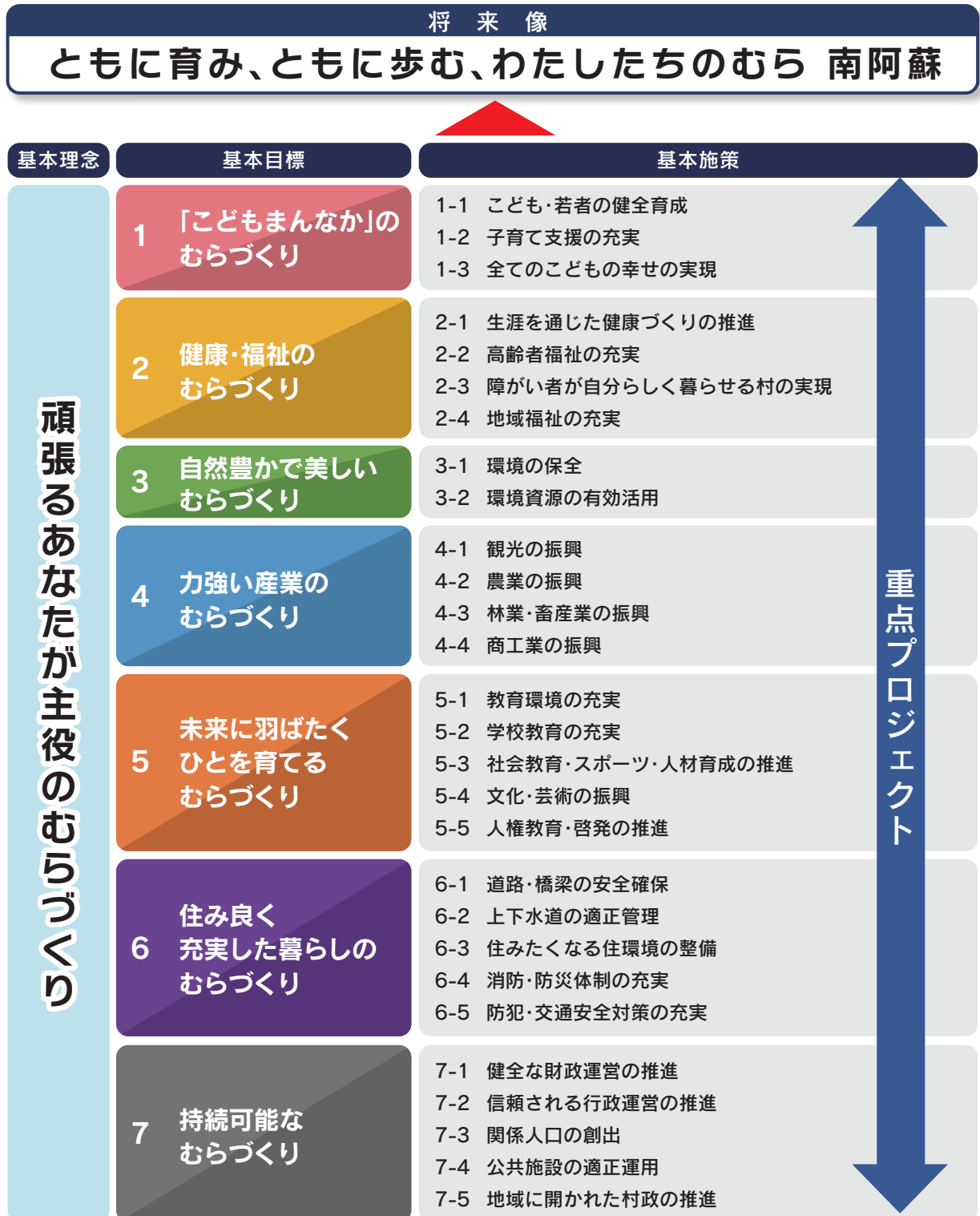
前期基本計画



1. 施策体系

本計画は、以下の体系で構成します。

■前期基本計画施策体系■



2.SDGsの視点

SDGsとは、「SustainableDevelopmentGoals」(持続可能な開発目標)の略で、令和12(2030)年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDGs は17 のゴールと169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGs は普遍的な目標であり、我が国としても積極的に取り組んでおり、地方自治の分野でもSDGsに基づく視点を積極的に取り入れたまちづくりが求められています。南阿蘇村においても、SDGsの目指す目標を踏まえ、各施策を推進するものとします。

■SDGs17のゴールと概要■

1 貧困をなくそう 	貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等をなくそう 	人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに 	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 住み続けられるまちづくりを 	住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
3 すべての人に健康と福祉を 	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任 つかう責任 	つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
4 質の高い教育をみんなに 	質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	14 海の豊かさを守ろう 	海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に 	安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさを守ろう 	陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に 	平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も 	働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	17 パートナリーシップで目標を達成しよう 	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

基本目標

1

「こどもまんなか」の むらづくり

施策の大綱

南阿蘇村では、こどもが将来にわたり健やかに成長し、自らの可能性を伸ばしていけるよう、家庭・地域・学校・行政が一体となった「こどもまんなか」のむらづくりを推進します。こどもや若者が安心して過ごせる場所を増やし、多様な学びや体験を通じて豊かな人間性を育むことを重視し、地域が一体となって成長を支える環境づくりを進めます。あわせて、保育環境の質向上やユニバーサルデザインに基づく遊具・施設整備を進め、すべてのこどもが年齢や障がいの有無にかかわらず利用できる共生型空間の形成に取り組みます。

また、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援するため、伴走型相談体制を強化し、医療相談アプリやLINE相談などICTを活用したサービスの周知と利用促進を図ります。生活習慣病予防や健康教育の充実により、保護者が安心して子育てに向き合える体制を整え、ひとり親家庭を含む多様な家庭への支援も拡充します。

さらに、インクルーシブ保育の推進や就学移行支援の強化、子ども食堂の運営支援などにより、家庭環境に左右されることなく、すべてのこどもが夢や希望を持ち、生き生きと成長できる社会をめざします。児童虐待の予防・早期発見を進めるため、こども家庭センターを中心に専門機関との連携を強化し、支援を必要とする家庭へ確実に支援を届ける仕組みを整備します。

関連するSDGs



1

こども・若者の健全育成

5年後に
目指す姿

こどもが安心して過ごせる居場所がたくさんあります。

現 況

- 家庭や学校、事業者、地域社会の連携により、それぞれの教育機能を十分に発揮し、こどもの豊かな人間性を育むことのできる環境づくりに取り組んでいます。
- こどもに社会とのかかわりを自覚させながら、その自立を促す環境づくりに取り組んでいます。
- 未来の担い手であるこどもが、成長過程で様々な学びや体験を経て、心身ともに健やかに成長し、社会の一員として、互いの多様性を認め合い自立できる環境の構築を目指しています。
- ユニバーサルデザインによる遊具や施設整備により年齢や障がいの有無にかかわらず全ての人が安心して利用できる共生型空間の実現を目指しています。
- 南阿蘇村における出生数は近年減少傾向です。また、未婚率は男女とも20～24歳、30～34歳以外の年代で増加しています。

課 題

- こども・若者の健全な育成は、家庭、学校、事業者、地域社会、行政機関等の相互の連携の下に、社会全体で取り組んでいく必要があります。
- 豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長するとともに、社会とのかかわりを自覚しながら、次代の社会の担い手として自立することを目標とし、その発達段階に応じた配慮が必要です。
- 青少年が個人の良さを大切に、自他を認める寛容さや難しい環境を乗り越えるたくましさを身につけ、未来の南阿蘇村の担い手として、社会の一員となってもらいたいという願いを込めるとともに、家庭、地域、学校も連携してサポートしていく社会を目指すことが大切です。
- こども・若者の育成に係る環境や場が乏しいことが課題です。
- 未婚率の増加に伴い出生数が減少傾向にあります。

主な施策

1-1 こども・若者の健全育成

1-1-1	生きる力を育む幼児教育・保育の推進	●こどもの主体的な活動を支援します。 ●個々の教育・保育施設の理念や独自性を尊重しつつ、適切な指導監査などによる教育・保育の質の向上を図ります。
1-1-2	多様化する教育・保育ニーズへの対応	●就労要件を問わず柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施します。
1-1-3	保育環境の充実	●保育ニーズに対応するため、保育体制の整備を図ります。 ●老朽化した園舎の改築などの整備を計画的に行い、安全・安心・快適に過ごせる保育環境を確保します。
1-1-4	誰もが利用できる遊具施設の充実	●こどもから高齢者まで利用できる施設の充実や交流機会の提供、発達段階に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。
1-1-5	熊本連携中枢都市圏における結婚支援事業の推進	●熊本連携中枢都市圏(13市町村)で結婚支援事業を推進し、若者の出会いの機会の創出を図ります。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
子育て支援講演会への参加者数	人	20 (令和7年度)	30 (令和8～12年度平均)
保育所待機児童数	人	8 (令和7年4月1日時点)	0 (令和12年4月1日時点)
学童の待機児童数	人	10 (令和7年4月1日時点)	0 (令和12年4月1日時点)
遊具施設建設	件	0 (令和6年度末時点)	3 (令和12年度末時点)
出生数	人	43 (令和6年度)	40 (令和12年度)
"Kumarry"(クマリー)登録者数	人	10 (令和6年度末時点)	40 (令和12年度末時点)

主な関連計画

●こども計画 等

2

子育て支援の充実

5年後に
目指す姿

こどもを安心して産み育てることができる環境が整っています。

現 況

- 母子手帳交付時から個別面談を実施し、ケースに応じた伴走型支援を行っています。令和6年度にはこども家庭センターを設置し、安心して妊娠、出産、子育てができる体制づくりを強化しています。
- LINEによる母子保健相談予約を開始し、育児や健康等の不安解消を図っています。
- 医療相談アプリを導入し、夜間や休日の急な病気に対し、不安を抱えている保護者への相談支援を行っています。
- 小学校6年生のこどもの生活習慣病予防健診は現在、希望者による受診となっています。
- 子育て家庭や子育てを取り巻く環境が大きく変化している中、子育て支援策として本村は様々な施策を講じています。

課 題

- 安心してこどもを産み、育てられるよう、子育て支援施策の充実を図ってきましたが、必要な支援策をよりわかりやすく提供できるよう、引き続き相談窓口の充実や周知の徹底を図ることが必要です。
- LINEによる連絡を行うことで、コミュニケーションが円滑にできるようになりましたが、登録者数が少ないため、活用促進に向けた周知が求められます。
- 医療相談アプリの登録者数が少ないことが課題です。
- こどもにおける生活習慣病予防検診の受診率が低迷していることが課題となっています。
- こどもの糖尿病予備軍が増えており、早い段階からのリスク管理が求められます。
- 家族のあり方が多様化するなか、ひとり親家庭が安心してこどもを育てていくことができる支援が必要です。

主な施策

1-2 子育て支援の充実

1-2-1	母子保健事業等の推進	●妊婦が安心して出産できるよう妊婦健診の実施及び健康教育・相談体制の充実を図ります。 ●乳幼児健診、相談事業を行い母子の健康づくりを支援します。
1-2-2	医療相談アプリやLINE相談事業の推進	●医療相談アプリやLINE相談事業の案内を積極的に行い、妊婦や小児の急病に対する保護者の不安解消を図ります。 ●医療相談アプリやLINE相談事業の活用促進を図り、適切な医療の利用につなげます。
1-2-3	小学校6年生のこどもの生活習慣病予防検診	●こどもの生活習慣病予防健診受診率向上のため、村内のすべての小学6年生と保護者を対象とした健康教育を検討します。 ●小児の糖尿病予備軍が多いことから、保育園や小学校での対策を検討し、改善を図ります。
1-2-4	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	●こどもと家庭の状況に応じた手当の支給や医療費助成、幼児教育、保育の無償化など、子育てにかかる経済的支援を行います。 ●ゆとりをもってこどもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられる環境を整備します。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
乳幼児健診の受診率	%	4か月:95.3 1歳6か月:100.0 3歳:98.2 (令和5年度)	4か月:95.7 1歳6か月:100.0 3歳:98.6 (令和12年度)
医療相談アプリ登録者率	%	16.0 (令和7年12月末時点)	40.0 (令和12年度末時点)
LINE相談事業登録者数	人	10 (令和7年12月末時点)	30 (令和12年度末時点)
小学校6年生の生活習慣病予防健診受診率	%	26.0 (令和7年4～12月実績)	60.0 (令和12年度)

主な関連計画

●こども計画 等

3

全てのこどもの幸せの実現

5年後に
目指す姿

家庭環境に関わらず、こどもが夢や希望を持っています。

現 況

- 保育園では、多様な背景を持つこどもを受け入れる中、インクルーシブな保育を実現するためのノウハウ不足、専門的な知識を有する人材の不足、保護者とのコミュニケーション不足等が垣間見えます。
- 保育現場、家庭などで、支援を必要とする児童の早期発見ができておらず、学校教育へのスムーズな移行が行われていないケースが見受けられます。
- 本村では、子ども食堂が定期的開催されています。村、熊本県信用組合、一般社団法人熊本県こども食堂ネットワークの3者による「子ども食堂に関する基本協定」を締結しており、本村では広報等の支援を行っています。
- 令和6年4月に、子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)を一体化したこども家庭センター『みなっこ』が設立されました。こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っています。

課 題

- 保育園の現場では、保育士不足、保護者との連携不足が課題となるなか、保育士にはさらなる専門性が求められています。
- インクルーシブな保育を実現するため、集団生活へのさらなる適応サポートが必要です。
- 教育委員会と保育園等の連携不足のため学校就学がスムーズに移行できていないことや、支援の必要な児童が適切な就学に繋がっていないことがあります。
- 本当に必要な人に子ども食堂での提供品が届けられていないことがあります。また、物価高騰により食材費が高騰しており、運営環境は厳しさを増しています。
- 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うこども家庭センター『みなっこ』では、相談に来られる住民に対しては、適切な対応を行っています。しかしながら、明らかに支援が必要であると判断される家庭であっても相談・支援に誘導できないケースもあり、対応に苦慮しています。

主な施策

1-3 全てのこどもの幸せの実現

1-3-1	保育園における巡回支援事業	●児童発達センターきらりによる保育所巡回相談等を定期的に行い、保育やこどもの対応について保育士や保護者へ助言を行います。 ●すべてのこどもが安心して自分らしく育つことを促進します。 ●インクルーシブな保育を目指します。
1-3-2	就学移行支援会議の開催	●保育園の4歳児及び5歳児を対象とした巡回相談及び就学移行支援会議を開催し、関係者間の情報共有と連携体制の強化を図ります。
1-3-3	子ども食堂への支援及び開催の案内	●支援が必要な世帯への案内を含めホームページ等で開催案内を図ります。 ●本村から子ども食堂運営者へ食材等の供給支援等を講じます。
1-3-4	児童虐待の予防、早期発見・早期対応	●妊娠期から保護者とのつながりを大切にし、切れ目なく支援することで、児童虐待の防止に繋がります。 ●「要保護児童対策会議」を中心に、児童相談等の専門機関との連携を図り、児童虐待の防止を図ります。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
村ホームページによる子ども食堂開催案内周知回数	回	2 (令和7年4～12月実績)	5 (令和12年度)
虐待発生件数	件	3 (令和7年4～12月実績)	減らす (令和12年度)
母子栄養食品助成事業給付人数	人	1 (令和7年4～12月実績)	2 (令和8～12年度平均)

主な関連計画

●こども計画 等

基本目標

2

健康・福祉の むらづくり

施策の大綱

南阿蘇村では、すべての住民が生涯にわたり自分らしく健やかに暮らせる社会の実現を目指し、健康づくりと福祉施策を総合的に推進します。生活習慣病の重症化予防や健診受診率の向上を図るとともに、がん検診や口腔ケア、食育など多様な保健事業を体系的に進め、健康寿命の延伸につなげます。また、若年層から高齢者まで、年代に応じた健康づくり支援を充実させ、村民一人ひとりが主体的に健康管理に取り組める環境の構築を進めます。

高齢化が進む本村では、住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、介護予防事業の強化や認知症支援体制の整備を進めます。認知症カフェの拡充や地域包括支援センターの体制強化を通じ、地域全体で高齢者を支える仕組みを育みます。また、生活支援体制の充実により、日常生活の困りごとに対する地域の支え合いを促進し、孤立を防ぐ地域づくりを推進します。

障がいのある人が地域で自分らしく暮らせるよう、相談支援・就労支援・地域生活移行支援を着実に進めます。阿蘇圏域での支援体制の整備や、障害福祉サービスの充実に取り組み、必要な支援が切れ目なく届く環境を整えます。

さらに、地域福祉の分野では見守りや交流の場づくりを促進し、福祉関係機関との連携を強化しながら、すべての住民が安心して暮らせる地域づくりを推進します。健康と福祉の施策を総合的に展開し、誰もが安心して生活できる持続可能な地域社会の実現を目指します。

関連するSDGs



1

生涯を通じた健康づくりの推進

5年後に
目指す姿

村民が、生涯にわたり自分らしくいきいきと暮らしています。

現 況

- 死亡原因としては心疾患、がん、肺炎、脳血管疾患など生活習慣病重症化に起因するものが上位を占めています。介護保険認定者の91%以上(R6年度国保データベースシステム)は75歳以上であり、認定の原因として血管疾患やそれに起因する認知症や筋骨格系疾患が占めています。
- 南阿蘇村の死因の第1位はがんで、男女ともに肺がんや大腸がんが増えています。がんの早期発見・早期治療の為に40歳以上を対象にがん検診を実施しています。
- 国保被保険者が後期高齢者に移行していることで、国保被保険者が減少傾向であり、特定健診受診率は令和4年度から令和6年度は53.7%から52.1%(法定報告値)に減少傾向です。特に40代受診率は46.2%、50代は46.4%(R7年5月12日時点暫定値)であり、横ばいを推移しています。
- 予防可能な中長期目標疾患である脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症による新規透析患者数は減少傾向です。
- 歯周病健診受診者(40、50、60、70歳男女)は減少傾向を示し、受診者は女性が3分の2を占めています。
- 世帯構造の変化や世代間における生活習慣の多様化が進み、20歳時の体重から10kg以上増加やBMIが増加している者の割合が増えています。
- 少子高齢化の進行や医療技術の高度化などの影響により医療費水準が高い傾向にあります。

課 題

- 令和6年時点で、本村における男女の平均寿命は男性が81.9歳、女性が88.4歳となっています。一方、平均自立期間(要介護2～5の認定を受けずに過ごす期間)は、男性が79.9歳、女性が84.5歳となっており、女性の健康寿命が短くなっています。
- がん検診受診率は、現状では肺がん14.1%、大腸がん14.6%と国の目標値である60%を大きく下回っています。
- 20～30代の特定健診受診率は約17%であり、継続受診者を増やし、若いうちから自身の身体を大切にしたいと思える保健指導を目指す必要があります。
- 新規透析患者数は減少傾向である一方、慢性腎不全(透析無)の医療費が上昇しています。基礎疾患である高血圧、糖尿病、脂質異常症の中でⅡ度高血圧(160/100)は、令和4年から令和6年で6.7%から6.8%と横ばいの状況です。
- 歯周病健診結果では、令和6年度の健診者の約93%が要指導または要精検で、歯肉出血や歯周ポケットがあることが判明しており歯の喪失予防のための栄養、口腔ケア、口腔機能維持の啓発が必要です。
- 食をめぐる課題としては、R6年度国保データベースシステムから週3回以上就寝前夕食が16.7%で、県の14.8%よりも多くなっており、生活リズムと食事の時間との関連から内臓脂肪蓄積、代謝への悪影響が懸念されます。
- 高齢者が住み慣れた地域で、生涯を通じて生きがいを持って活躍するために、健康づくりと介護予防の一体的な取組が求められます。
- 医療費の増大、経済、社会情勢等の背景により、国民健康保健事業は大変厳しい運営状況となっているため、健康づくりの取組を促進し、医療費の適正化に努める必要があります。

2-1 生涯を通じた健康づくりの推進

2-1-1	地域診断に基づくPDCAサイクルの実施	●健診・医療情報を活用し、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることで、医療費適正化と健康寿命の延伸を図ります。 ●若年期から高齢者まで、特に予防可能な疾患である生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組みます。 ●生活習慣病は、自覚症状がなく動脈硬化が進行していくため、生活習慣病予防健診の受診を促進します。
2-1-2	がんの早期発見・早期治療	●がん予防として、食生活や運動、禁煙など適切な生活習慣が重要なため、広報やホームページにより情報提供を行います。 ●個別にがん検診受診勧奨の案内や、要精密検査者の医療機関受診勧奨を行います。
2-1-3	個別課題から地域課題へ、予防的介入の重視	●健診受診後は科学的根拠を基に保健指導を実施することで、住民主体の健康づくり活動と自己管理能力の習得を促進します。
2-1-4	住民主体の「健康なむら」づくりの推進	●健康教育事業や健康イベントなどのポピュレーションアプローチの取組や、健康アプリ事業で楽しみながら自らの健康管理に繋がられるよう主体的な健康づくり活動を促進します。
2-1-5	生きがいをもって活躍ができる健康づくりの推進	●切れ目ない保健事業の提供を通じて、地域で活躍する高齢者を増やします。
2-1-6	保険制度の健全運営	●医療費状況の分析と健康課題の把握を行い、データヘルス計画に基づいた保健事業の実施、国民健康保険資格及び給付の適正化、レセプト点検業務の充実、ジェネリック医薬品の普及促進、国保税の収納率の向上等を図ります。
2-1-7	乳幼児期から生涯に至る切れ目のない歯と口腔の健康支援活動	●節目健診の20、30、40、50、70歳及び高齢期における歯周病健診の奨励や歯の健康に関する知識の普及を行います。
2-1-8	健康寿命延伸のための食・栄養の体制整備	●肥満予防、適正体重の維持など、栄養状態を適正に保つための健康管理を実践できる住民を増やします。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
特定健診受診率	%	52.1 (令和6年度)	53.0 (令和12年度)
特定保健指導率	%	78.7 (令和6年度)	80.0 (令和12年度)
Ⅱ度高血圧者の割合	%	6.8 (令和6年度)	4.0 (令和12年度)
肺がん検診受診率(40～69歳)	%	14.1 (令和7年5月末時点)	15.0 (令和12年度)
高齢者一人当たりの外来医療費	円	1,109,289 令和6年度末時点)	1,065,000 (令和12年度)
歯周疾患健診受診者数	人	25 (令和6年度)	30 (令和12年度)
週3回以上就寝前夕食べる人の割合	%	16.7 (令和6年度調査)	14 (令和12年度調査)

主な関連計画

- 健康南阿蘇村21(南阿蘇村食育推進計画)
- 南阿蘇村国民健康保険 保健事業実施計画(データヘルス計画)
- 高齢者福祉計画・第9期南阿蘇村介護保険事業計画 等

2

高齢者福祉の充実

5年後に
目指す姿**高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って住み続けられる
むらづくり**

現 況

- 本村では少子高齢化が進行しており、令和6年度末現在（住民基本台帳）で65歳以上の高齢者が約4,400人となっています。村民全体に占める高齢者の割合は42%から44%に上昇しています。
- 熊本県の介護保険人材不足は非常に深刻で、2040年（令和22年）には約9,500人不足するとの予測があり、高齢化の進展と生産年齢人口の減少が背景にあります。本村でも介護人材が不足しており、外国人就労者の受入れや、経営維持ができなくなった事業所の廃止、規模縮小が進んでいます。
- 村内の小規模商店が閉店するなどにより、運転免許証を持たない高齢者の買い物について課題となっています。
- シルバー人材センターでは令和6年度就業延人数が約1,900人（令和5年度：1,575人）となり、受注件数524件（令和5年度：438件）、契約高9,234千円（令和5年度：8,498千円）と需要が拡大しています。
- 老人クラブ会員数は減少傾向にあり、令和6年度から令和7年度にかけ会員数は2,431人から2,351人、クラブ数は36団体から35団体となっています。
- 令和7年度から地域包括支援センターを村直営化し、2箇所あったセンターを1箇所に集約するとともに行政等関係機関との連携強化を図っています。

課 題

- 高齢者が住み慣れた地域で、生涯を通じて生きがいを持って活躍するために、在宅生活のサポート体制が求められます。
- 高齢化による需要の急増と、労働環境や待遇面での魅力の低さに起因する供給不足の深刻なミスマッチ等により、必要な介護サービスが提供できなくなるリスクが高まっています。
- 高齢者運転免許証返納を促進する一方で、買い物や交通弱者への具体的な対策が必要です。
- シルバー人材の需要が高まる一方で、会員数は増えておらず供給体制の確保が課題です。
- 会員数の減少により、クラブ維持が困難な地区が出てきています。
- 地域包括支援センターにおいて、近年、認知症対応が増えており、認知症対策の強化が求められます。

主な施策

2-2 高齢者福祉の充実

2-2-1	シルバー人材センターの利用促進	●シルバー人材センターにおける新たな顧客の開拓や研修等による労働の質の向上を図ります。 ●高齢者の就業機会の確保と生きがいの創出や社会参加を促進します。
2-2-2	介護予防事業の充実	●リハビリテーション専門職からの提案のもと、より効果的な方法で介護予防事業が展開できるよう事業内容の継続的な改善を図ります。
2-2-3	認知症イベントの定着・認知症カフェの拡充	●認知症イベントの開催や認知症推進員による認知症サポーター養成講座により、正しい認知症の知識の普及啓発に取り組みます。 ●認知症カフェを地域に定着させることにより、村全体で認知症の方に寄り添える体制を整備します。
2-2-4	包括支援センター窓口の周知と体制強化	●包括支援センターの相談窓口の強化を図り、村民が気軽に利用できるように体制整備を図ります。
2-2-5	生活支援体制整備事業	●住み慣れた地域での生活を継続できるように、生活支援コーディネーターと協議のうえ、地域資源の整理を図り、配食サービス・生活支援サービスをはじめとした在宅で生活しやすい体制を強化します。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
住民主体の通いの場	箇所	26 (令和8年1月1日時点)	31 (令和12年度末時点)
シルバー人材センター受注件数	件	524 (令和6年度)	560 (令和12年度)
認知症カフェの実施箇所数	箇所	3 (令和8年1月1日時点)	6 (令和12年度末時点)
いきくま健診受診者数	人	351 (令和6年度)	400 (令和12年度)

主な関連計画

- 高齢者福祉計画・第9期南阿蘇村介護保険事業計画 等

障がい者が自分らしく暮らせる村の実現

5年後に
目指す姿

住民の理解と支え合いが進み、意思疎通や移動、就労等の機会が確保され、一人ひとりが役割を持って自分らしく輝いています。

現 況

- 身体障害者手帳の所持者が減少する一方、療育・精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。
- 住み慣れた地域での生活を望む声が多く、個々の障がい特性や生活実態に応じた、居宅介護や就労支援など多様なサービスの提供が求められています。
- 意思疎通や単独での移動に困難を抱える方への支援として、手話通訳者の派遣や移動支援事業を実施しています。
- 社会参加の促進や権利擁護に関する意識が高まっており、障がいの有無に関わらず、地域全体で支え合う共生社会の実現が重要視されています。
- 療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加しており、発達支援へのニーズが高まっています。放課後の居場所や学習支援、保護者への相談支援など、ライフステージに応じた支援が行われており、教育や福祉の連携が進められています。

課 題

- 障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据えた生活基盤の確保が課題です。また、制度の狭間にあるニーズへの対応や、複雑化する課題に対する相談支援体制の強化、サービスの質の向上など、誰もが地域で安心して暮らし続けられる環境整備が必要です。
- 外出やコミュニケーションにおけるバリアフリー化が課題です。移動手段の確保や情報保障の充実、成年後見制度の利用促進など、地域社会への参加を妨げる要因を取り除き、全ての人の権利が守られ、安心して活動できる仕組みづくりが必要です。
- 早期発見・早期療育への円滑なつながりや、学校卒業後の進路、家族へのレスパイト（休息）ケアが課題です。教育・福祉・保健が密に連携し、個々の成長に合わせた一貫した支援体制の構築と、地域全体で見守る包括的な環境整備が必要です。

主な施策

2-3 障がい者が自分らしく暮らせる村の実現

2-3-1	個々に寄り添った障害福祉サービスの提供	●居宅介護や重度訪問介護など、利用者のニーズに即したサービスを継続して提供します。また、相談支援体制を強化し、関係機関と連携しながら、自立した日常生活や社会生活を営めるよう、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援の充実に努めます。
2-3-2	地域生活を支える活動と権利擁護の推進	●手話通訳者派遣や移動支援事業を推進し、社会参加を促進します。また、成年後見制度の利用支援や虐待防止の啓発を行い、障がい者の権利を擁護するとともに、ボランティア育成等を通じて、地域で共に支え合う基盤を強化します。
2-3-3	発達支援と家族への包括的支援の充実	●乳幼児期からの早期発見・療育支援に努めるとともに、こども家庭センター等を核として教育機関等と連携します。放課後等デイサービスの活用や家族への相談支援、交流の場の提供を行い、地域全体でこどもの健やかな成長を支えます。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
地域の相談機関との連携強化に係る取組実施数	回	1 (令和6年度)	1 (令和12年度)
意思疎通支援ボランティアの養成・研修開催数	回	1 (令和6年度)	1 (令和12年度)

主な関連計画

- 南阿蘇村障がい福祉計画
- 南阿蘇村障がい児福祉計画 等

4

地域福祉の充実

5年後に
目指す姿

誰もが役割を持って地域とつながり、孤立することなく、笑顔で自分らしく生きがいを持って暮らしています。

現 況

- 住民の多くは近隣と良好な関係にありますが、若年層では付き合いが希薄な傾向にあります。また、地域活動への参加者は固定化しており、高齢化に伴う担い手不足が深刻化しています。
- 8050問題やヤングケアラー、ひきこもり、社会的孤立など、個人や世帯が抱える課題は複雑化・複合化しており、従来の分野ごとの縦割り制度だけでは解決が難しい事案が増えています。
- 免許返納等により移動や買い物に不便を感じる高齢者が増えています。また、災害時の避難に不安を抱える要支援者への対策として、地域での見守りや個別避難計画の更新が進められています。

課 題

- 幅広い世代が参加しやすい活動の場づくりや、ボランティア養成講座等の充実により、新たな担い手を発掘・育成することが急務です。住民同士が無理なく支え合い、つながり続けられる地域の仕組みづくりが必要です。
- 制度の狭間にある困りごとを早期に発見し、属性や世代を問わず受け止める相談支援が必要です。行政、社協、地域住民、専門職が連携し、包括的に支える重層的な支援体制の構築が求められています。
- 移動販売や移動支援サービスの充実を図り、生活の利便性を向上させる必要があります。また、平時からの見守り活動や防災訓練を通じて、災害時にも地域全体でスムーズに助け合える安全な環境整備が課題です。

主な施策

2-4 地域福祉の充実

2-4-1	支え合いの輪を広げ、誰もが安心できる地域共生社会の実現	●福祉教育や広報を通じて思いやりの心を育み、地域活動の担い手を育成します。 ●関係機関や地域が連携した包括的な相談支援体制を構築します。
2-4-2	地域福祉に関する意識の醸成及び啓発事業	●社会福祉協議会及び民生委員等と協力し、地域福祉に関する意識の向上に努めます。
2-4-3	避難行動要支援者の支援体制の構築	●福祉施設及び消防団等と連携し、避難行動要支援者に対する支援を実施します。
2-4-4	買い物支援事業	●グリーンコープなどの関係機関と連携を図り、買い物支援事業を実施します。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
心配ごと・法律相談の開催回数	回	10 (令和6年度)	12 (令和12年度)
避難行動要支援者台帳・マップの更新	地区	全行政区 (令和6年度)	年1回以上の更新 (令和8～12年度)

主な関連計画

●地域福祉計画 等

基本目標

3

自然豊かで美しい むらづくり

施策の大綱

南阿蘇村では、阿蘇の貴重な自然環境を次世代へ継承することを重要な使命とし、地域の景観・水環境・生物多様性を包括的に守り育てる取組を進めます。生活排水が水環境へ与える負荷を軽減するため、合併処理浄化槽の普及促進を図り、新規住宅だけでなく既存住宅への転換も促す仕組みづくりを検討します。併せて、国立公園区域内外における景観保全を着実に進めるため、地域の特性に基づく景観形成方針を策定し、田園風景や草原、集落景観などが調和する地域像の実現を目指します。また、不法投棄の防止に向けてパトロール体制を強化し、土地所有者への啓発を進めることで地域を守る意識の醸成を図ります。

さらに、温室効果ガス排出量の削減に向けて、区域及び事務事業の実行計画を見直し、公共施設の省エネルギー化や電力契約の最適化を進め、ゼロカーボンに向けた取組を加速します。住民に対しては、ごみの減量化や分別の徹底を促し、地域全体で環境負荷の低減に取り組める体制を整えます。こうした施策を通じ、環境資源を守り活かしながら、自然と共生する美しいむらの姿を次世代につなげてまいります。

関連するSDGs



1

環境の保全

5年後に
目指す姿

「世界遺産」登録を目指し、「世界農業遺産」や「世界ジオパーク」
として自然環境、水環境、生物多様性、文化が維持されています。

現 況

- 村内の貴重な水資源と良好な生活環境を次世代へ引き継ぐため、生活排水による公共用水域への汚濁負荷低減に努めています。具体的には、既存の単独処理浄化槽や汲み取り便所から、環境負荷の少ない小型合併処理浄化槽への転換を強力に推進するとともに、村内に新規個人住宅を建設される住民に対し、設置費用の一部を支援する「合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付事業」を継続的に実施しています。
- 「阿蘇くじゅう国立公園」の特別保護地区及び特別地域における建築物等の規制は守られています。
- 不法投棄パトロールを実施していますが、毎年数件不法投棄が発生しています。

課 題

- 水質保全に資する合併処理浄化槽への転換を強力に推進していますが、現状の補助金申請の多くは新規個人住宅の建設に伴うものに留まっています。
- 本村の行財政計画との整合性を図るとともに、上下水道審議会における専門的知見からの審議を踏まえ、新規設置に対する補助のあり方や受益者負担の公平性について慎重に協議を重ね、浄化槽整備事業の持続可能な方向性を見出す必要があります。また、単なる設備の更新に留まらず、空き家対策や移住定住促進施策などと緊密に連携することで、既存住宅における転換業務をより効果的かつ総合的に推進していくことが求められています。
- 世界遺産登録を目指すためには普通地域においても景観に配慮する努力が必要です。
- 人目につかないところや、管理が行き届かない場所に不法投棄されるため、日頃より所有者・占有者による適正な管理が重要です。

主な施策

3-1 環境の保全

3-1-1	合併浄化槽設置事業による水洗化率向上	●合併浄化槽へ転換できていない単独浄化槽や汲み取り式のトイレを順次、個人設置型合併浄化槽へ転換し水洗化率の向上を図ります。 ●新規の合併浄化槽設置については、今後の行財政計画や上下水道審議会での答申を踏まえ適切な対応を行います。
3-1-2	景観形成方針の策定	●世界遺産登録を目指す阿蘇として、文化的景観はどのようにあるべきかについて、田園、集落、里山、草原、森林、水域等の景観別に目指すべき姿を描き、景観形成方針を定めます。
3-1-3	不法投棄パトロールと所有者	●民間監視員による不法投棄パトロールを強化するとともに、土地所有者・占有者に適正な土地の管理について啓発を行います。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
水洗化率	%	98.2 (令和6年度)	上げる (令和12年度)
世界遺産登録を目指すための景観計画の改定	—	策定中 (令和7年12月時点)	適正運用 (令和12年度)

主な関連計画

- 南阿蘇村景観条例
- 南阿蘇村景観計画 等

2

環境資源の有効活用

5年後に
目指す姿

温室効果ガス排出量が減少しています。

現 況

- 2050年度ゼロカーボンを達成するため、南阿蘇村における温室効果ガス排出量削減のための実行計画は策定済みです。
- 庁舎、学校、保育所等の統合により主要公共施設の温室効果ガス排出量の削減は進んでいます。
- 村内全域の温室効果ガス排出量を、2013年度比で2030年度までに50%、2050年度までに100%削減することを目標に掲げて取り組んでいます。
- 人口は減少しているものの世帯数は増加しており、家庭ごみの排出量は横ばいの状態です。

課 題

- 温室効果ガス排出量削減のための実行計画について、広報・啓発を図りながら状況に応じ見直す必要があります。
- 2030年度の温室効果ガス排出量50%削減に向けて、広報・啓発に取り組む必要があります。
- 家庭ごみ排出抑制・減少化に向け、正しいごみの分別方法についてごみカレンダーやごみ分別アプリ等を活用した適正なごみ排出ルール等の周知を徹底する必要があります。

主な施策

3-2 環境資源の有効活用

3-2-1	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の見直し	●村内全域の温室効果ガス削減目標に向けた啓発活動を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。
3-2-2	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の見直し	●主要な公共施設だけでなく、役場が実施するすべての事務事業における温室効果ガスの排出量を推計し、削減に向けた実行計画を策定します。
3-2-3	電力供給会社との契約見直し	●庁舎や公共施設の電力会社の契約を見直し、使用量や二酸化炭素(CO2)排出量を抑える電力会社へと変更します。
3-2-4	ごみ減量化の推進	●ごみカレンダーやごみ分別アプリを活用した正しいごみの出し方の周知、啓発を行います。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の見直し	—	未着手 (令和7年度時点)	見直し完了 (令和12年度)
地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の見直し	—	未着手 (令和7年度時点)	見直し完了 (令和12年度)
電力供給会社との契約見直し	—	作業中 (令和7年時点)	適正化 (令和12年度)
家庭系・事業系ごみ排出削減	g/人・日	753 (令和6年度)	734 (令和12年度)

主な関連計画

- 地球温暖化対策実行計画(区域策定編)
- 地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 等

力強い産業の むらづくり

施策の大綱

南阿蘇村の豊かな自然と文化を基盤とし、観光・農業・林業・商工業が連携して地域経済を支える産業構造の強化を図ります。観光では、外国人を含む多様な旅行者が快適に滞在できる環境の整備を進めるとともに、防災観光や夜間・早朝プログラムの造成など宿泊につながる観光コンテンツを拡充します。また、地域ブランド力の向上を目指し、南阿蘇村の魅力を発信するプロモーション手法を確立します。

農業分野では、有機農業や環境保全型農業の推進、担い手育成、農地の集約化、基盤整備の促進を通じて、安定した農業経営を支えます。林業では、森林管理の適正化や木材需要拡大を図り、畜産業では草原の維持や放牧環境の整備を進めることで、地域資源を活かした生産基盤を守ります。

商工業においては、後継者育成や経営力強化を支援し、買い物弱者対策の充実、新規起業・創業の後押し、企業誘致の促進などにより、多様な働く場を創出します。各産業が相互に連携し、地域経済の循環を高めることで、持続可能で力強い産業のむらづくりを進めます。

関連するSDGs



1

観光の振興

5年後に
目指す姿

魅力ある観光地づくりが進められ、観光客や観光消費額が増加し、交流が積極的に行われています。

現 況

- 近年相次いだ自然災害や新型コロナウイルス感染拡大の影響により、観光産業は大きな打撃を受けました。観光入込客数や宿泊者数は増加傾向にありますが、熊本地震前の数値には戻っていません。また、本村は熊本市近郊から近いという地理的要因も相まって、日帰り旅行者が多く、主な名所を訪れる通過型観光(スポット型観光)が主となっており、十分な経済効果を得られていません。
- 地域としての取り組みをリードするマネジメント人材や、その基礎となるデータマーケティング等を行う人材、様々な国の言葉に対応できる人材が不足しています。
- 熊本地震をはじめ相次いだ自然災害により、様々な教訓が培われ、防災・減災学習プログラムの造成が進んでいます。
- 合併から20周年を迎えたことを機に、新たな南阿蘇村としての地域ブランド化を目指し、本村の魅力を実体化したプロモーション手法の確立に取り組んでいます。

課 題

- 観光産業の回復に向けて、消費者のニーズの変化に適応し、新たな観光スタイルをいち早く確立する必要があります。外国人観光客がストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備も喫緊の課題となっています。
- 観光地としての魅力を高めるため、様々な組織が一体となった取り組みが必要です。
- 宿泊につながる滞在型観光客獲得のため、新規プログラム等の新設や様々な地域資源から地域独自の価値を明確化し、選ばれる魅力的な商品づくりなどに取り組む必要があります。

主な施策

4-1 観光の振興

4-1-1	魅力ある観光地づくり	●旅行者が安心して楽しめる環境の整備や多様化する旅行者のニーズを適切に捉え、新たな観光スタイルに対応した観光地づくりを推進します。 ●阿蘇地域のポテンシャルを踏まえ、“世界水準”の観光地として、外国人観光客が安心・快適に滞在できる環境を整備します。 ●観光地域づくり法人(DMO)「みなみあそ観光局」と連携し、観光交流の促進を図ります。 ●熊本地震震災ミュージアムの取組と緊密に連携し、防災観光を推進します。
4-1-2	観光消費の拡大推進	●宿泊を促すための魅力ある早朝のプログラムや夕方・夜間のプログラム等、多様な観光コンテンツを創出します。 ●観光客の満足度向上に取り組み、リピート来訪と消費拡大につなげます。
4-1-3	観光PRの促進	●イメージポスターやイメージキャラクターを活用した商品開発や情報発信を行うことで、新たな南阿蘇村としてのPRを行います。 ●SNS等のデジタル媒体を活用した効果的な情報発信を行います。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
観光入込客数	千人	1,763 (令和6年度)	3,444 (令和12年度)
外国人宿泊客数	千人	18 (令和6年度)	36 (令和12年度)

主な関連計画

- 南阿蘇村まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 阿蘇サインガイドライン 等

5年後に
目指す姿

農地の集約化やスマート農業技術の活用が進み、農業経営の安定と所得向上が図られています。

現 況

- 差別化を図るブランド化販路拡大が必要であり、主要農産物である米をはじめとした農産物はもとより、そばの栽培も盛んです。
- 環境に負荷をかけない農業として、環境保全型農業を推進しています。
- 本村の農家数は平成27(2015)年の調査では893 経営体、令和2(2020)年の調査では689経営体と5年間で204経営体農家数が減少しています。平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけての統計調査の結果では農家数が10経営体増えていたこと等から、熊本地震が経営体の減少に影響を及ぼしたものと考えられます。
- 南阿蘇村の農業用施設の維持管理において、農業者の減少や、高齢化に伴い農家の負担が増加しています。
- 国の直接支払い交付金や企業版ふるさと納税を活用した冬期湛水面積は123ha程度となっています。

課 題

- 農業者の高齢化や担い手不足、病虫害や有害鳥獣による農作物被害の増加が農業経営に影響を及ぼしています。
- 付加価値を付けた高単価作物の栽培が求められます。
- 環境保全を意識した農業の普及を図ります。
- 農業用施設の維持管理の体制が白水、久木野、長陽地区それぞれ違っており、基本は土地改良区が農業用施設の管理を実施しますが、土地改良区が機能しているのは久木野地区のみとなっています。白水・長陽地区については主に水利組合が管理を担っており、地区によって管理体制に差異があることが課題です。
- 地下水涵養への関心が高まる中、冬期湛水面積の拡大が求められています。
- 1農家あたりの耕作面積拡大等に対応した省力化や作業効率の改善が必要です。

4-2 農業の振興

4-2-1	有機農業の推進	●2050 年に有機農業の取組面積を農地面積の25%まで拡大することを目標とする「みどりの食料システム戦略」関連事業を活用しながら有機農業を推進します。
4-2-2	差別化を図るブランド化・販路拡大	●企業及び南阿蘇村農業みらい公社等と連携し、南阿蘇村の農産物をブランド化します。 ●そばについては「有作くん」認証取得等による有機ソバのブランド化に取り組みます。
4-2-3	環境負荷低減農業の推進	●日本型直接支払制度のうち環境保全型農業直接支払交付金を活用して、環境負荷低減農業を推進します。
4-2-4	担い手の育成・確保	●就農相談から、就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくため、就農希望者に対して、農地や技術経営面で関係機関と連携し、重点的な指導、サポートを行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導します。
4-2-5	基盤整備事業の推進	●機械の大型化に伴い、狭小農地の担い手が不足することから、基盤整備事業により農地の拡大を図り、作業効率及び生産性の向上を図ります。
4-2-6	多面的機能支払交付金事業の有効活用	●多面的機能支払交付金事業を有効活用し、非農家を取り込んだ農業用施設の維持管理や冬季湛水を推進します。
4-2-7	農業土木補助金制度の見直し	●農業土木補助金事業については、一般財源での対応であるため、同じ事業を実施できる多面的機能支払交付金を活用し、財政負担の軽減を図ります。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
環境保全型農業直接支払交付金取組面積のうち有機農業	ha	64.6 (令和6年度末時点)	75.0 (令和12年度末時点)
南阿蘇村農業みらい公社の売上高	千円	40,000 (令和6年度)	83,000 (令和12年度)
環境保全型農業直接支払交付金取組面積	ha	129 (令和6年度末時点)	150 (令和12年度末時点)
冬期湛水の取組面積	ha	123 (令和6年度末時点)	150 (令和12年度末時点)
年間の新規就農者数	経営体	5 (令和7年4～11月)	10 (令和8～12年度累計)
認定農業者	経営体	199 (令和7年11月末時点)	205 (令和12年末時点)
基盤整備事業の補助整備事業を実施している地区の数	箇所	2 (令和7年度末時点)	3 (令和12年度末時点)
基盤整備事業(田)の整備率	%	52.4 (令和7年3月末時点)	55.0 (令和12年3月末時点)

主な関連計画

- 地下水と土を育む農業等の推進に関する計画
- 地域計画 等

5年後に
目指す姿

森林の多面的な利用・草原の保全等が促進され、林業・畜産業の振興が図られています。

現 況

- 林業の担い手不足や高齢化、木材価格の低迷による林業経営意欲の衰退等により、保育・間伐等の適正な施業及び管理が行われていない森林や、伐採後に植栽が行われていない森林の増加が懸念されます。
- 近年、野生の有害鳥獣による農作物被害が拡大しており、農林業者の経営意欲に影響を及ぼしています。
- 野焼きは、草原の森林化を防ぎ新しい草の芽立ちを助け草原維持に貢献しており、輪地切り（防火帯をつくるための草刈作業）などに多くの人手と労力を必要とします。
- 本村では、草原を活用した放牧繁殖雌牛の飼養が盛んに行われてきましたが、畜産農家の高齢化により有畜農家が年々減少しています。

課 題

- 林業の収益性の低下による生産活動の低迷、就業者の減少や高齢化など、林業経営の安定と所得向上に繋げるため、適正かつ計画的な森林管理が求められます。
- 有害鳥獣の捕獲頭数は年々増えているものの、本村から捕獲委託を受けている有害鳥獣対策実施隊の高齢化が進んでいます。また、新規の担い手も増えないことから、今後の有害鳥獣対策の継続が危ぶまれます。
- 野焼き従事者の高齢化や担い手不足が深刻化し、草原保全や景観維持が困難となる懸念が生じています。
- 畜産農家の高齢化に伴い、放牧の労力が負担となることから放牧頭数が減少しており、畜産経営の維持が課題となっています。

主な施策

4-3 林業・畜産業の振興

4-3-1	適正な森林管理の推進	●森林経営管理制度のもと、森林の適切な経営管理について森林所有者の明確化及び所有者不明森林等対策を推進します。 ●森林所有者自らが森林の経営管理を実施できない場合に、本村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぎます。
4-3-2	森林基盤整備の確立及び木材需要の拡大	●森林を守り育てる担い手の確保・育成を加速化し適切な森林整備を推進します。
4-3-3	地域と連携した有害鳥獣対策	●野生鳥獣が生息しにくい環境を地域全体で整備・管理します。 ●有害鳥獣による農地や林地への侵入防止や有害鳥獣の捕獲・活用までを包括的にを行います。
4-3-4	草原の維持、野焼きの継続	●野焼きを継続していくため、担い手の負担軽減、育成及び牧野環境の整備に取り組みます。
4-3-5	やりがいのある畜産経営	●繁殖雌牛の放牧は他地域でも少数で、阿蘇地域ならではの経営です。有畜農家が放牧しやすいよう、環境整備を支援します。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
森林評価の実施地区数	地区	2 (令和6年度)	全地区 (令和8～12年度累計)
野焼きの面積	ha	1,070 (令和6年度)	1,120 (令和8～12年度平均)
有畜農家数	人	153 (令和6年度末時点)	160 (令和12年度末時点)
放牧頭数の増加	頭	785 (令和6年度末時点)	800 (令和12年度末時点)

主な関連計画

- 南阿蘇村森林整備計画
- 南阿蘇村鳥獣被害防止計画 等

5年後に
目指す姿

商工業者の後継者育成・事業継続の支援の確立、また雇用の場の創出・拡大により地域の賑わいや地域経済が活性化されています。

現 況

- 競争激化、人口の減少、少子高齢化等により、小売業やサービス業を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、経営者の高齢化、若年層の域外流出により、担い手不足が深刻です。
- 日常生活に必要な食料品及び日用雑貨を販売する店舗がほとんどなく、買い物弱者が増えています。
- 豊かな自然や温泉、観光資源に恵まれ、観光業を中心に地域経済が支えられています。
- 熊本地震からの復興が進み、インフラ整備や観光施設の再建が地域活性化に寄与しています。これを機に企業誘致にも取り組んでいますが、本村の特性にマッチした企業像が確立されておらず、成果は限定的です。

課 題

- 新規起業者、創業者が減少傾向にある中、起業・創業へとつながる支援をどのように展開していくかが課題です。また、商工業の活性に向けた担い手不足対策が求められます。
- 日常生活物資を取り扱う店舗や移動販売を行う事業者にとって人材不足や物価高騰の影響は大きく、その経営環境は厳しさを増していますが、買い物弱者を生まないための効果的な支援の検討が求められます。
- 観光業への依存度が高く、多様な産業の育成と安定した雇用の創出が求められます。
- 企業誘致に向けた受け入れ環境や情報発信力が十分とは言えず、外部からの投資が進みにくいことが課題となっています。今後は、企業のニーズをサウンディング調査し、本村と企業双方のニーズが満たされる企業誘致を実現していくことが求められます。

4-4 商工業の振興

4-4-1	商工業の振興	●本村の主要産業である農業や観光等と連携し、商工業振興を図ります。 ●農商工連携による地域ブランド商品の開発・販路拡大を図ります。 ●観光客を意識した商業振興を推進し、キャッシュレス決済や地域おこし協力隊の活用、スタンプラリー等、総合的な商業振興策を講じます。 ●地域資源を活かした新たな産業を育成し、若者が地元で働き、暮らし続けられる環境を整備します。
4-4-2	商工業者の経営安定化	●商工会等と連携し、後継者育成を支援するとともに、地元に残りたい若者を増やす(村外から来たくなる)ための総合的な取組を推進します。 ●人材の確保と定着率向上に向け、経営者の意識改善につながるセミナーや雇用マッチング会等を開催します。
4-4-3	起業・創業・事業承継支援	●商工会などの商工関係団体、創業支援等事業者及び民間事業者等と連携して創業支援と事業承継支援を強化します。
4-4-4	小売店等における買い物支援事業	●生活物資を扱う小売業、移動販売等を行う事業者等への支援を通じて、買い物弱者の解消と村民の暮らしやすさの向上につなげます。
4-4-5	企業誘致の推進	●南阿蘇村の自然や観光資源を活かし、環境に配慮した企業を誘致するとともに、地域と共に歩む産業を育て、雇用と交流の場を広げます。 ●観光業に加え、農業やものづくりなど多様な分野の企業を誘致し、地域経済の安定と持続可能な発展を図ります。 ●企業誘致に向けたサテライトオフィス等の支援制度や情報発信を強化し、地域と企業が互いに成長できる関係づくりに取り組みます。 ●民間活力を利用して初期投資費用等に対する助成金創設を検討するとともに、サウンディング調査をする公社などの組織を設立します。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
地域ブランド認定商品数	品	82 (令和6年度末時点)	100 (令和12年度末時点)
経営相談数	回	8 (令和6年度)	14 (令和8～12年度)
工場等設置奨励条例(認定件数)	件	2 (令和6年度)	10 (令和8～12年度)
誘致企業数	社	1 (令和7年度)	6 (令和8～12年度)
起業者・創業者支援数(証明書発行件数)	件	0 (令和6年度)	10 (令和8～12年度)
事業承継支援	件	0 (令和6年度)	10 (令和8～12年度)
企業誘致に関する相談件数	件	5 (令和7年度)	20 (令和8～12年度)

主な関連計画

- 南阿蘇村まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 南阿蘇村過疎地域持続的発展計画
- 南阿蘇村復興まちづくり計画 等

基本目標

5

未来に羽ばたくひとを 育てるむらづくり

施策の大綱

南阿蘇村では、こどもから大人まで、学び続け成長し続けられる環境づくりを進め、未来を切り拓く人材の育成に取り組みます。教育環境の整備として、ICT 教育の推進、学校施設のトイレ洋式化・バリアフリー化、LED化や空調整備を進め、快適で学びやすい環境の実現を目指します。また、給食施設の再編整備やプールの学外利用の検討など、持続可能で質の高い教育環境を整備します。

学校教育では、いじめ・不登校といった課題に対し組織的に対応し、スクールカウンセラー等専門人材との連携を深めます。さらに、英語教育の充実や地域の特色を生かした体験学習を通じ、こどもの多様な能力と国際的視野を育みます。コミュニティ・スクールの充実により地域と学校の連携を強め、地域全体でこどもの成長を支える教育体制を構築します。

社会教育・スポーツの面では、生涯学習機会の充実、指導者育成、図書環境の整備、読書活動の推進を図り、あらゆる世代の学びと健康づくりを支援します。文化分野では、文化財の保存活用と文化団体の支援を通じ、地域文化を継承し発展させます。加えて、人権教育・啓発を強化し、多様性を尊重する地域社会の形成を進めます。

関連するSDGs



1

教育環境の充実

5年後に
目指す姿

新しい時代の学びを実現する学校施設整備

現 況

- バリアフリー化、防災機能の強化などの観点から、学校トイレの洋式化を推進しています。
- GIGAスクール構想に基づき、児童生徒1人1台の端末と高速大容量ネットワークを活用し、学習効果の向上や情報活用能力の育成を目指すICT教育を推進しています。
- 省エネ・省コスト・学習環境改善のため、学校施設のLED化を推進しています。
- 熱中症対策および災害時の避難場所としての機能強化を目的に、学校体育館等への空調設備の導入を推進しています。
- プール施設の老朽化、維持費の増大、教職員の負担増、熱中症リスクなどの課題から、学外施設の利用を検討しています。
- 学校給食施設の老朽化に伴い、衛生管理基準の不適合や労働環境の悪化が懸念されるため、効率化と機能強化を図り、安全安心な学校給食施設の再編整備を推進しています。

課 題

- 施設の老朽化対策や多機能トイレの増設など並行して進める必要性があり、予算の確保が課題です。
- 教職員のスキル不足や負担増、こどもの情報リテラシー・セキュリティ問題などが課題となっています。
- 既存機器との仕様の違いによる互換性やメンテナンス体制の構築、加えて初期費用の高さから予算の確保が課題となっています。
- 学校体育館等は空調設備が導入されていないため、すべての施設に空調設備を導入するには、工事費が過大となるため、優先順位付けや予算の確保が課題となっています。
- 学外施設への移動時間や手段が課題となっています。
- 学校給食を提供するためには高度な衛生管理が求められる中で、既存施設では衛生管理基準を満たす改修が困難であるため、学校給食施設の再編整備が必要であり予算の確保が課題です。

主な施策

5-1 教育環境の充実

5-1-1	学校トイレの洋式化の推進	●バリアフリー化、防災機能の強化などの観点からトイレの洋式化を推進します。
5-1-2	ICT教育の推進	●児童生徒一人ひとりの端末と高速大容量ネットワークを活用し、学習効果の向上や情報活用能力の育成を目指すICT教育を推進します。
5-1-3	LED化の推進	●省エネ・省コスト・学習環境改善のため、学校施設のLED化を推進します。
5-1-4	空調設備の導入	●熱中症対策と災害時の避難所機能強化のため、学校体育館等への空調設備の導入を推進します。
5-1-5	プール学外施設の利用推進	●プール施設の老朽化、維持費の増大、教職員の負担増、熱中症リスクなどの課題から、学外施設の利用を推進します。
5-1-6	学校給食施設の再編整備の推進	●学校給食施設の老朽化に伴い、衛生管理基準の不適合や労働環境の悪化が懸念されるため、効率化と機能強化を図り、安全安心な学校給食施設の再編整備を推進します。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
学校トイレ洋式化率	%	90 (令和6年度末時点)	100 (令和12年度末時点)
ICT教育の満足度	%	90 (令和6年度末時点)	100 (令和12年度末時点)
LED化の改修率	%	90 (令和6年度末時点)	100 (令和12年度末時点)
学校体育館等空調設備の導入率	%	0 (令和6年度末時点)	100 (令和12年度末時点)
プール学外施設利用校	校	0 (令和6年度末時点)	4 (令和12年度末時点)
学校給食施設数	箇所	2 (令和6年度末時点)	1 (令和12年度末時点)

主な関連計画

- 南阿蘇村教育大綱
- 南阿蘇村教育目標 等

2

学校教育の充実

5年後に
目指す姿

夢が湧き、夢を叶えることに夢中になれる児童・生徒が育っています。

現 況

- 教育内容の充実を図るため、学校・家庭・地域・こども・行政の5者が連携し、「南阿蘇村のこどもは南阿蘇村で育てる」を基本理念に掲げ、楽しく安全に充実した学校生活ができるように取り組んでいます。
- 南阿蘇村いじめ防止基本方針に基づき、いじめや不登校、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた取組を強化しています。
- 英語講師2名、ALT1名を配置し、早い段階から外国語に触れ親しむ支援を行っており、グローバル人材の育成に取り組んでいます。
- 村内すべての小中学校でコミュニティ・スクール(学校運営協議会)が設置されており、地域と学校が一体となってこどもを育てる「地域とともにある学校」への転換を目指しています。
- 小学校区を実施単位として学校・家庭・地域が連携し、こどもの安心・安全で豊かな放課後づくりを促進するため、放課後子供教室を実施しています。
- イデアITカレッジ阿蘇、東海大学、火山博物館などの教育資源と積極的に連携を図っており、体験的に学び取る学習を支援しています。

課 題

- 社会状況の変化等を背景にしたいじめ・不登校問題への対応、デジタル化への対応など教育を取り巻く課題は多岐にわたっているため、教員の長時間労働が懸念されており学校の働き方改革や教育内容の見直しが求められています。
- いじめ・不登校問題においては、こどもの多様な実態への対応を行う教員の負担増や多様化・複雑化する課題への対応が必要となり、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)といった「心の専門家」との連携が求められます。
- 教員の専門性、国際交流の機会不足と連携の難しさ、予算や時間的制約、こどもの多様なニーズへの対応が必要となります。
- 会議運営のための日程調整や準備に伴う教職員の負担増、コーディネーター人材の不足と育成が必要となります。
- こどもの多様なニーズへ対応するため、指導員の確保などの運営強化が課題となっています。
- 村内教育機関等との日程調整や準備に伴う教職員の負担増、村内教育機関が限られているため、学校が実施したい教育内容とのミスマッチが課題となっています。

5-2 学校教育の充実

5-2-1	教育内容の充実	●「持続可能な社会の創り手の育成」の実現のために、「知・徳・体のバランスのとれた生きる力」を育み、「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業改善・充実に取り組みます。
5-2-2	いじめ問題・不登校の未然防止や解決に向けての指導体制支援	●いじめや不登校、問題行動等の未然防止や早期解決に向けて、小中学校及び村教育支援センター等との連携を深め状況を共有し合い、組織的・計画的な対応を行います。
5-2-3	グローバル人材の育成	●豊かな語学力の向上を目指すため、英語講師やALTの配置を継続し、早い段階から外国語に触れ親しむ教育を推進します。
5-2-4	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の支援	●保護者や地域住民の学校運営への参画や連携強化を推進します。 ●学校と保護者、地域住民との信頼関係を深め、地域とともにある学校づくりを支援します。
5-2-5	地域学校協働活動の充実	●学校、家庭、地域、行政、こどもの5者が連携して、将来を担うこどもの育成に取り組みます。 ●学校を核とした様々な地域住民や団体等との有機的な協働活動の充実を図ります。
5-2-6	地域の特色を生かした教育内容の充実	●南阿蘇村の豊かな自然環境や未来に繋ぐべき持続可能な社会の実現に不可欠な学習内容について、実際に見学したり専門家を招いたりして体験的に学び取る学習を推進します。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
南阿蘇村教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告実績 項目:①教育内容の充実	%	90 (令和7年度)	100 (令和12年度)
対象児童生徒数(小学5年～6年、中学1年～3年)における英検受験者数の割合	%	96 (令和6年度)	100 (令和12年度)
学校評価における保護者・地域からの満足度	%	90 (令和6年度)	100 (令和12年度)
南阿蘇村教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告実績 項目:⑥地域学校協働活動本部の設置	%	90 (令和6年度)	100 (令和12年度)
体験学習の実施件数	件	小20・中4 (令和6年度)	10%以上増加 (令和12年度)
IT人材育成数	人	52 (令和6年度)	194 (令和8～12年度累計)

主な関連計画

- 南阿蘇村教育大綱
- 南阿蘇村教育目標 等

5年後に
目指す姿

村民の誰もが心豊かで生きがいのある人生を送り、さまざまなスポーツに親しみ楽しむことができる環境が整う村になっています。

現 況

- 生涯学習支援として「高齢者学級」を年3回開催するほか、LOOPみなみあそ図書室の主体的な企画により年6回の南阿蘇学講座を実施しています。これらを通じて村民の継続的な学びと自己研鑽を促し、個々のウェルビーイング向上と、未来を担う人材育成を支える基盤づくりを推進しています。
- 社会教育施設、社会体育施設とも施設の老朽化により活動できる環境が限られてきており、満足に活動できる環境が不足しています。そのため、財政状況を見極めながら中長期的な改修計画を作成しています。
- 村民へのスポーツ振興として、スポーツ協会主催による村民球技大会やスポーツ推進委員主催のニュースポーツ大会を開催しています。また、NPO法人クラブ南阿蘇による小中学校の放課後活動の支援を行っています。
- 中学校部活動の地域移行に伴い、部活動については主に村スポーツ協会所属及び競技歴のある方が地域指導者として指導にあたっています。
- LOOPみなみあそ図書室では、多様な企画事業の展開により来室者数及び貸出冊数が年々増加しています。また、学校図書室への支援や配本事業を積極的に実施し、施設内に留まらない読書環境の整備と村民の読書意識向上を図るなど、図書室を拠点とした生涯学習と知のネットワーク構築に取り組んでいます。
- 放課後子供教室は、村内3小学校の児童（1年生～2年生）を対象に、放課後の小学校の空き教室を利用して、地域の方々の参画を得ながら学習・スポーツ・文化活動等の場を提供しています。

課 題

- 高齢者学級は毎回160名超の参加がありますが、会場の学校体育館に冷暖房がなく、開催時期が限定される点が課題です。また、大規模ゆえに講義形式に偏りやすく、参加者の多様なニーズへの対応や双方向の交流が困難となっています。今後は、快適な学習環境の確保とともに、講座内容の充実と多様化が求められます。
- 社会教育・体育施設の集約を視野に入れ、村の重要施策として協議を進めるとともに、代替拠点の確保について検討が必要となります。
- 村民球技大会について、種目により参加人数の偏りが見られるため、各種競技団体において幅広い年代層が参加しやすくなる工夫が求められます。
- 中学校部活動の地域展開については、継続的な人材確保及びさまざまな個性を持つ生徒を指導する地域指導者の資質向上の場が必要となります。
- 自家用車以外の移動手段が乏しく、高齢者やこどもが自力で図書室に来室することが困難です。移動の制約による学習機会の格差を解消するため、移動図書事業の充実によるアウトリーチ型支援の強化が必要であり、年齢や居住地に左右されず、誰もが等しく読書サービスを享受できる体制構築が求められます。
- こどもが安心・安全に活動ができる環境を作るため、放課後子供教室の運営ではコーディネーター及びスタッフの確保が通年の課題となっています。中でも、核となる人材育成が最大の課題です。

5-3 社会教育・スポーツ・人材育成の推進

5-3-1	生涯学習の推進	●全ての村民が生きがいを持ち、興味・関心に応じた学習活動を継続できるよう「高齢者学級」及び「南阿蘇学講座」等の充実を図ります。 ●文化的で心豊かなむらづくりを支える学びの場である社会教育施設の整備を行います。
5-3-2	生涯スポーツの推進	●スポーツを通じ村民の体力向上及び健康増進を図ります。 ●競技スポーツを振興し競技力を向上させるために、スポーツ協会の活動を支援します。 ●生涯スポーツによる心身の健康増進を図るため、「クラブ南阿蘇」の活動を支援します。
5-3-3	社会教育・社会体育施設の整備	●老朽化が著しい社会教育・体育施設について、財政状況を見極めながら中長期的な改修計画に基づく整備を行います。
5-3-4	指導者の育成	●技術の向上やニュースポーツの普及を目的とし、各種組織・団体が取り組む活動を支援します。 ●中学校部活動の円滑な地域移行を図るため、地域指導者を育成します。
5-3-5	読書活動の推進	●LOOPみなみあそ図書室を拠点に、多様な主体的企画を展開することで、こどもから高齢者まで幅広い世代の読書習慣を育みます。 ●学校図書室との連携や配本事業を継続し、施設内にとどまらない幅広い読書機会の提供を推進します。 ●地域全体で本に親しめる環境を整え、村民の教養深化と読書文化の醸成を図ります。
5-3-6	「放課後子供総合プラン」の推進	●児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」が連携し、地域住民の参画を得て、学習や体験・交流活動など創造性を養う適切な遊びの場の充実に努めます。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
高齢者学級及び南阿蘇学講座の参加人数	人	160 (令和7年度)	180 (令和12年度)
各種団体によるスポーツイベントの参加人数 (村民スポーツ大会、ニュースポーツ大会等)	人	1,184 (令和7年度)	1,400 (令和12年度)
社会教育・体育施設の大規模改修数	件	0 (令和7年度)	2 (令和8～12年度累計)
小・中学生を対象とした指導者への研修会の 参加人数	人	26 (令和6年度)	45 (令和12年度)
LOOPみなみあそ図書室来室者数	人	13,342 (令和6年度)	16,000 (令和12年度)
図書貸出冊数(電子図書も含む)	冊	27,115 (令和6年度)	40,000 (令和12年度)
放課後子供教室の開催回数	回	119 (令和7年度)	維持 (令和12年度)

主な関連計画

- 南阿蘇村教育大綱
- 南阿蘇村子ども読書活動推進計画
- 南阿蘇村教育目標 等

4

文化・芸術の振興

5年後に
目指す姿

豊かな歴史・文化の振興による村民の文化的教養の醸成

現 況

- 文化活動を行う団体やそのメンバーの数が減少しており、文化協会に所属する団体数は令和2年度の32団体から令和7年度には19団体まで減少しています。
- 文化財保存活用地域計画の策定作業を通じた調査の結果、未指定文化財887件を把握するに至りました。これらの調査結果を踏まえ、指定等文化財14件についても適宜保存活用の措置を講じていくこととしています。
- 文化庁認定の文化財保存活用地域計画を策定し、16の事業及び6つの関連文化財群に伴う事業の実施、推進、準備、検討を行っています。

課 題

- 無形民俗文化財や伝統芸能の担い手の減少、文化団体等の加入者減少等による文化活動の場が減少しています。
- 他市町村と比べ指定等の文化財が少なく、要因として未指定文化財の詳細調査が進んでおらず、本村として保護していく必要のある指定文化財相当の文化財に対する調査が不足しています。

主な施策

5-4 文化・芸術の振興

5-4-1	文化団体への活動支援	●補助金の助成や「みなみあそ元気フェスタあつまり～ん祭」の開催による発表の場の提供等を行い、文化協会をはじめとした活動者の支援を行います。
5-4-2	適正な文化財の保存と活用	●指定文化財の保存活用及び指定文化財に未指定文化財の価値づけを行い、指定に相当する価値を有し本村として保護措置が必要な文化財については、文化財保護委員会で検討を行い指定等の判断を行います。 ●文化財保存活用地域計画に基づき、適正な文化財の保存と活用を推進します。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
南阿蘇村文化協会 会員団体数	団体	19 (令和7年度)	維持 (令和12年度)
指定文化財等の件数	件	14 (令和7年度末時点)	16 (令和12年度末時点)
文化財保存活用地域計画事業の運用	件	9 (令和7年度末時点)	15 (令和12年度末時点)

主な関連計画

- 南阿蘇村文化財保存活用地域計画
- 南阿蘇村教育大綱
- 阿蘇の文化的景観保存計画【南阿蘇村版】 等

5

人権教育・啓発の推進

5年後に
目指す姿

村民一人ひとりが部落差別をはじめとする様々な人権問題を自らの課題として捉え、日常のあらゆる場面で人権尊重の視点に立って考え行動しています。

現 況

- 人権教育を柱として、子ども会学習会や人権フェスタ等を通じた学校・地域連携の啓発活動を計画的に実施しています。
- 国際化・情報化の進展により、差別やインターネット上の誹謗中傷など人権課題が多様化・複雑化しています。
- 本村の広報紙に人権啓発ページを設け、毎月記事を掲載することで、村民の理解促進と人権意識の向上に努めています。
- 南阿蘇村人権同和教育推進協議会において専門部会を設置し、継続的に啓発活動を行っています。
- 職員及び議員を対象に人権研修会を開催し、行政運営に人権尊重の視点を反映できるよう取り組んでいます。
- 村内関係団体が連携し、情報共有を図りながら人権啓発活動を推進しています。
- 南阿蘇村部落差別等撤廃・人権擁護に関する審議会において差別事象への対応を行い、対象者の人権擁護に必要な措置を講じています。

課 題

- 啓発イベントの成果を日常の教育課程に結びつけ、児童生徒の実践力と規範意識を育成する方策の強化が課題です。
- 村民が人権問題を自分事として捉え、日常生活で人権尊重の行動につなげる意識醸成が十分ではなく、身近な問題としての啓発が必要です。
- 多様化する人権課題や新たな人権侵害に対応するため、正しい知識の普及と相談・支援体制の強化が求められます。
- 行政・学校・地域・関係機関が連携し、継続的かつ効果的な人権教育・啓発を推進する必要があります。
- 職員・議員・区長向けの人権研修会は、新たな課題に対応するため継続的に実施することが重要です。
- 関係団体との連携体制を維持・強化し、差別事象への対応手順や情報共有の明確化を進める必要があります。
- 審議会は多様化する人権課題に的確に対応するため、国・県との連携や先進地視察などを通じて見識を高めることが求められます。

主な施策

5-5 人権教育・啓発の推進

5-5-1	人権教育の推進	●人権尊重を教育活動及び地域活動の基盤に据え、部落差別をはじめとする様々な人権問題への理解を深め、教職員や住民一人ひとりの共通理解を図ります。 ●発達段階に応じた学習に加え、児童生徒をはじめとした全ての住民が多様な人権問題に触れ、日常で実践する力を体得できるよう、地域連携による学習機会と安心して学べる環境を整備します。
5-5-2	人権啓発活動の充実	●広報紙、講演会、展示などを通じて、分かりやすく人権尊重や男女共同参画についての情報を発信し、意識啓発を行います。 ●地域団体、関係機関、村内事業者等との連携を強化し、啓発活動を推進します。
5-5-3	人権相談・支援体制の充実	●部落差別をはじめ、様々な人権課題に対応する相談体制の充実を図ります。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
人権講演会を通じて人権への理解を深めた参加者の割合	%	95.0 (令和7年度)	95.0以上 (令和12年度)
人権啓発に関する情報発信回数	回	15 (令和6年度)	20 (令和12年度)
研修会等への参加者数	人	130 (令和7年度)	200 (令和12年度)

主な関連計画

- 南阿蘇村教育大綱
- 南阿蘇村人権教育・啓発基本計画
- 南阿蘇村教育目標
- 南阿蘇村男女共同参画推進基本計画 等

基本目標

6

住み良く充実した暮らしの むらづくり

施策の大綱

南阿蘇村では、誰もが安心して暮らし続けられる生活基盤の整備を進めます。道路・橋梁については、老朽化が進む施設の更新や長寿命化に計画的に取り組み、通学路の安全対策を強化し、災害時にも機能する道路ネットワークの整備を推進します。また、水害リスクの高まりに対応するため、国・県と連携した河川整備や護岸工事を進め、地域の安全性向上を図ります。

上下水道では、老朽管の更新や施設改修を計画的に実施し、安全で安定的な給水・排水機能を確保します。併せて、人口減少に伴う事業運営の課題に対応するため、公会計による経営状況の分析を進め、持続可能な事業運営を目指します。

地域生活の利便性向上に向けては、買い物支援やコミュニティ交通の検討など、移動手段の確保に努めます。また、防災・減災の観点から、住民参加による地域防災体制づくりを進め、災害に強い地域づくりを強化します。住民主体の地域管理の仕組みを育むことで、将来にわたって住み続けたいと思える、快適で安全な暮らしの実現を図ります。

関連するSDGs



1

道路・橋梁の安全確保

5年後に
目指す姿

次世代に引き継ぐ、安心・安全な道路が整備されています。

現 況

- 道路や付属物は、交通状況の変化や老朽化により劣化・損傷が進行することから、定期的なパトロールや点検後に必要な修繕を行い、適正な維持管理を実施しています。村道の改良及び舗装等の整備は熊本地震後の復旧整備を含め進んでおり、郡内の町村と比較しても整備水準は高い状況です。
- 本村では現在、約280橋の橋梁を管理しています。これらの橋梁の多くが、高度経済成長期に建設され、今後一斉に老朽化が進行することが懸念されます。将来にわたって安心・安全に橋梁が利用できるように、現在、5年に1回の頻度で定期点検を実施しています。
- 全国的に登下校中の児童生徒が死傷する事故が多発しています。そのため、南阿蘇村通学路安全プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保が必要です。
- 近年、気候変動の影響もあり、水害の発生が局地化・激甚化しており各地で発表される記録的短時間大雨情報などを鑑みれば河川の治水対策は喫緊の課題です。河川流域への生命財産を守るため優先的に整備と管理を行う必要があります。

課 題

- 生活道路においては、幅員が狭く災害時の避難や緊急車両の通行に支障が生じている路線があることから、道路整備を計画的に進めており、平成28年の熊本地震を経て災害に強い道路網の整備を講じていく必要があります。
- 緊急時に支障がある路線を除き、地域内の道路改良ではなく地域を結ぶ路線や利用台数の多い重要な路線の整備が求められます。
- 定期点検の結果、耐荷力が低下した橋梁等が多く存在し、これらの危険な橋梁に対策を実施するには多大な費用と時間を要します。令和6年度から、生活道路をつなぐ田崎橋、観光道路として活用されている狼ヶ宇土橋の更新工事に着手しましたが、1橋につき1億円を超える工事費用が必要です。
- 年に1度、関係者にて合同点検を実施します。合同点検の結果、明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備やグリーンベルトや路面標示に防護柵設置などの安全対策を適切に講じる必要があります。
- 防災・減災対策として、治水安全度の向上に向けた護岸整備や河道掘削など、継続的な洪水対策が求められます。

主な施策

6-1 道路・橋梁の安全確保

6-1-1	道路の整備	●国道と県道は、国・県と連携を取りながら道路整備促進と維持管理を要望します。 ●地元住民からの意見を集約し、主要幹線道路の整備を重点的に進めます。 ●道路改良は道路整備評価に基づき、緊急性と安全性等を総合的に評価し計画的に進めます。
6-1-2	道路の維持管理	●その他の道路は、補助金制度に切り替え、地元主体での管理へ移行します。 ●今後は、維持管理が主になるため、道路改良から維持管理へ移行します。
6-1-3	橋梁の長寿命化	●「橋梁長寿命化計画」を策定し、合理的な維持管理に努めます。 ●損傷状況・利用状況から優先順位を設け、橋梁の長寿命化に取り組みます。
6-1-4	歩行者の安全確保	●交通安全プログラムに基づき、児童・生徒が安全に通学できるように合同点検を行います。 ●通学路における歩道整備を進めます。
6-1-5	河川の整備	●国・県と連携を取りながら河川整備促進と維持管理を要望します。 ●護岸整備や河道掘削を計画的に推進し、治水安全度の向上に取り組みます。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
国・県道の整備要望	回	2 (令和6年度)	10 (令和8～12年度累計)
道路パトロール回数	回/週	4 (令和8年1月時点)	維持 (令和12年度)

主な関連計画

- 南阿蘇村過疎地域持続的発展計画
- 南阿蘇村国土強靱化地域計画
- 南阿蘇村道路長寿命化修繕計画
- 公共施設等総合管理計画
- 南阿蘇村地域防災計画
- 南阿蘇村橋梁長寿命化修繕計画 等

2

上下水道の適正管理

5年後に
目指す姿

上下水道施設の整備及び改築、更新が計画的に行われ、上下水道使用者に安全で安定的な給水及び排水が行われています。

現 況

- 24時間体制での担当職員の対応により、安全で安定的な上水道の供給が行われています。
- 南阿蘇村の人口減少に伴い、村内上水道の給水人口は、令和元年度末の8,830人から令和6年度末には8,327人に減少しています。
- 南阿蘇村で有する上水道管路の総延長は約280kmで、その半数以上は更新の必要がある老朽管となっています。
- 下水道事業の運営については、令和6年度より公会計へ移行し財務帳票がより詳細になったことから、企業会計の経営状況を正確に把握しながら運営しています。近年は農業集落排水事業、生活排水事業ともに電気設備等、機器更新が増加してきており企業会計の収支は一般会計からの繰入が大きな割合を占めています。
- 下水道処理設備の老朽化については農集事業供用開始から20年経過し、処理場、マンホールポンプ電気設備など更新時期を迎えており、計画的な更新を行っています。生排事業についても事業開始から20年経過し、浄化槽の機器修理など増大し計画的な更新を実施しています。

課 題

- 令和4年度の水道料金の改定により、料金収入の減少は抑えられていますが、今後も給水人口の減少は続くと見込まれるため、更なる料金改定の検討が必要となります。
- 定期的な更新には多額の費用を要するため、経営状況を分析しながらの布設替えによる更新を行っていますが、今後の経営状況が改善しなければ更新が困難となります。
- 近年、全国で発生している諸環境問題を起因として、法定の水質検査項目が増加し検査費用が高騰しています。
- 職員数の減少により、休日・夜間での緊急対応が困難になりつつあります。
- 農業集落排水事業、生活排水事業ともに供用開始からおよそ20年が経過しており、老朽化が著しく、設備の機器更新が必要となっています。今後も引き続き本村の行財政計画や上下水道審議会での協議を進め、料金見直し等も視野に入れ健全な企業会計の運営が急務です。また、生活排水事業については過去に上下水道審議会において無償譲渡の案も示されており、今後の行財政計画や上下水道審議会でも継続的に審議します。

主な施策

6-2 上下水道の適正管理

6-2-1	上下水道関連施設の計画的な更新	●上下水道施設の老朽化等による漏水及び断水を未然に防止するため、現状と今後の経営状況を分析しながら計画的な上下水道管の布設替え及び設備の更新を行います。
6-2-2	上下水道料金の見直し	●安定的かつ持続可能な上下水道事業運営のため、上下水道料金の見直しに積極的に取り組みます。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
上下水道関連施設の更新率	%	22.0 (令和7年度時点)	25.0 (令和12年度)
依存財源の削減率	%	0 (令和7年度時点)	15.0 (令和12年度)
下水道関連施設の更新率	%	5.0 (令和7年度時点)	10.0 (令和12年度)
下水道事業の自主財源比率	%	25.0 (令和7年度時点)	30.0 (令和12年度)

主な関連計画

- 南阿蘇村上下水道耐震化計画
- 南阿蘇村下水道事業最適構想計画
- 南阿蘇村水質検査計画
- 南阿蘇村下水道事業経営戦略 他

5年後に
目指す姿

若い年齢層及び地域産業等を担う移住者が増加しています。

現 況

- 本村では、平成30年度に行った空き家数の調査では401戸、令和6年度の調査では278戸となっています。空き家の数は減少しましたが、本村の高齢化率は40%を超え年々増加しています。
- 空き家バンク制度は現在南阿蘇鉄道各駅及び観光局等にて冊子で周知している状況ではありますが、登録件数が例年3～5件と低迷している状態です。
- 村営住宅23団地355戸のうち9団地71戸が政策空家です。
- 公営住宅の老朽化が進んでおり、修繕等維持管理費の支出が増加しているため、政策空家からの政策移転を推進しています。
- 村内に危険な空き家(居住不可能)は、30棟あります。
- 交通ネットワーク面では、高齢者の免許返納が進む中、ゆるっとバス・乗合タクシー・南阿蘇鉄道が支えとなっています。しかしながら、利用者は少なく、交通手段の接続性も弱い現状となっています。

課 題

- 村内では、高齢化が進んでいることに伴い、今後も空き家の増加が見込まれます。一方で空き家バンクへの登録数が低迷している状況です。空き家を放置すると、崩壊が進み、近隣等へも迷惑がかかるため、スムーズに空き家バンクへの登録を推進していく必要があります。
- 低迷している空き家バンクの登録数を増やすため、手続き等の見直しや民間に委託するなどを検討し、より活用しやすくしていく必要があります。
- 老朽化住宅については、建て替えは行わず除却をし、政策空家の集約・解体を行い、跡地の利活用を検討します。
- 高齢化や車依存が進む中、公共交通の利便性・持続性の確保が課題です。子育て世代の利用も少なく、災害時の代替手段や交通手段間の連携強化も必要です。

主な施策

6-3 住みたくなる住環境の整備

6-3-1	空き家バンクの活用促進	●空き家バンクにて成約となった物件の改修費用等の一部を支援することにより、空き家バンクへの登録促進並びに移住及び定住希望者の円滑な移住定住の促進を図ります。
6-3-2	公営住宅の適正管理	●老朽化住宅の除却を進め、生命・財産の保全を第一に考え、必要に応じて既存住宅の集約化等に対する理解促進と、適正な住宅管理を行います。 ●公営住宅の集約化に伴って発生する公有地の有効活用の検討を行います。
6-3-3	危険空き家の対策の推進	●把握している危険な空き家の所有者等へ通知し、安心・安全な住環境整備に取り組みます。
6-3-4	みんなが使いやすい、つながる村の交通づくり	●ゆるっとバス・南阿蘇鉄道の連携を強化し、高齢者や観光客も安心して移動できる、便利で持続可能な交通環境を整えます。 ●ライドシェアや自動運転バス等の活用も含めた、新しい交通体系の構築に向けた調査・研究を進めます。 ●乗合タクシー事業について、運行方法、ルート、本数等、運営のあり方について検討を行います。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
空き家・空き地バンクへの登録数(空き家のみ)	件	5 (令和7年12月末時点)	15 (令和12年度)
空き家の改修補助件数	件	0 (令和7年4～12月累計)	10 (令和8～12年度累計)
南阿蘇鉄道の年間利用者数	人	262,321 (令和6年10月～令和7年9月)	270,000 (令和11年10月～令和12年9月)

主な関連計画

- 公営住宅等長寿命化計画
- 公共施設等総合管理計画
- 南阿蘇村空家等対策基本計画
- 南阿蘇村地域公共交通計画
- 南阿蘇鉄道再生支援計画
- 南阿蘇村高齢者福祉計画・介護保険事業計画 他

4

消防・防災体制の充実

5年後に
目指す姿

様々な災害に迅速に対応できる住民の「自助・共助」意識向上と組織づくり、災害対応力が強化されています。

現 況

- 熊本地震から時間が経過し、防災意識の風化が懸念されています。高齢化率の上昇に伴い、自主防災組織の活動が停滞気味の地区もあり、地域の「共助」機能の維持が困難となってきています。
- 地区防災計画の策定や、災害時に自力避難が困難な高齢者を対象とした個別避難計画の作成が進んでいません。
- 消防団員の定数割れや高齢化が進行しています。また、団員の被雇用者化が進んだことで活動負担の調整が難しくなり、特に平日の日中における対応力が低下しています。将来的な担い手不足を見据えた組織再編や、女性・機能別団員の活用拡大による体制強化が急務です。
- 現在、建設業や流通業者等との間で災害時の応援協定を締結していますが、発災時の具体的な役割分担や実効性の検証は一部に留まっています。ボランティア団体やNPOとの日常的なネットワーク構築も途上であり、民間の高度な技術や知見の活用も模索段階にあります。

課 題

- 熊本地震の教訓を継承しつつ、人口減少や高齢化による地域コミュニティの希薄化への対応が急務となっています。
- 住民の「自助」意識の向上と、隣近所で助け合う「共助」の組織化を促進し、多様化する災害に対して迅速に行動できる実践的な体制を構築することが求められます。
- 地区防災計画の策定を村内全域で推進することが大きな課題となっています。
- 団員の高齢化や被雇用団員の増加、担い手不足による組織の維持が課題です。若年層や女性、機能別団員の確保に向けた柔軟な活動環境の整備が求められます。
- ICT活用等による消防団活動の効率化を図るとともに、多様な災害現場での確に活動できる実践的な技術の継承と、訓練を通じた対応力の強化が必要です。
- 災害時の迅速な復旧には、行政と民間事業者や団体等との緊密な連携が不可欠であり、平常時からの具体的な支援協定の締結や、情報共有・物資供給のシミュレーションを通じた実効性の向上が求められます。
- 多様な主体が持つ専門知識や資源を最大限に防災施策へとり入れ、相互に補完し合える強固な協力体制の構築が求められます。

主な施策

6-4 消防・防災体制の充実

6-4-1	自主防災組織活動の支援及び避難訓練の実施	●各行政区の自主防災組織活動において、ハザードマップ等 を利用し地区の危険箇所確認や避難経路を確認し、実際に 訓練を行います。
6-4-2	予防的避難の推進	●大雨等において災害が想定できる場合は、明るいうちの早 めの避難を呼びかけます。 ●消防団に協力を依頼し避難が難しい方へのサポートを行 います。
6-4-3	消防団による訓練の実施	●火災や災害に対する消防力強化のため、各分団において研 修や訓練を実施します。
6-4-4	民間ボランティア団体等との訓練 実施	●災害発生時にいち早く対応するため、官民連携を推進し ます。 ●災害中間支援組織等から情報を収集し民間ボランティア 団体と訓練や研修を実施し連携を強化します。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
村公式LINE における防災関連情報の取得登録 件数	件	2,313 (令和7年12月末時点)	2,500 (令和12年度末時点)
自主防災訓練実施回数	回	3 (令和6年度)	増やす (令和12年度)

主な関連計画

- 南阿蘇村地域防災計画
- 南阿蘇村国土強靱化地域計画
- 地区防災計画 等

5

防犯・交通安全対策の充実

5年後に
目指す姿

高齢者やこどもが交通事故や犯罪から守られています。

現 況

- 交通指導員の活動は、通学路での立哨活動等により児童等の安全確保に寄与していますが、指導員の高齢化と担い手不足が深刻化しています。一部の地区では欠員が生じており、特定の指導員に負担が集中するなど、組織の継続的な維持が困難になりつつあります。
- 自主防犯組織による巡回活動が行われていますが、担い手の高齢化が課題となっています。
- 広大な村域においてはパトロールが十分に行き届かない場所や時間帯があり、地域ごとの防犯意識や活動量に格差が生じています。
- 村内では防犯灯のLED化が進み、カーブミラーや標識等の交通安全施設の点検も随時実施されています。しかしながら、一部地域には視認性の低い箇所や老朽化した交通安全施設が残っています。
- 高齢化が進む中、特殊詐欺や悪質商法による被害、デジタル化に伴うネット通販トラブルが多様化しています。現在は近隣自治体等と連携した相談窓口を設置していますが、村民への認知度向上や、被害を未然に防ぐための地域全体での見守り、さらには若年層を含む全世代へのきめ細かな啓発活動が求められています。

課 題

- 高齢者やこどもの交通安全の向上のため、警察や交通安全協会と連携した取組が求められます。
- 警察や防犯協会と連携し、安心安全なむらづくりのために防犯パトロール車両の維持支援に加え、防犯灯や防犯カメラの設置支援など、地域住民の目と機械の目を融合させた重層的な防犯体制の構築が必要です。
- 事故多発箇所や防犯上の死角への効果的な交通安全施設の配置が求められます。
- 老朽化した施設の計画的な更新と維持管理コストの抑制を両立させ、誰もが安心して歩ける物理的環境を整えることが求められます。
- 高齢者の孤立化による被害の潜在化や、巧妙化する詐欺手口への迅速な注意喚起が大きな課題です。また、SNS を通じたトラブルなど新領域への対応も急務です。専門的な相談機能の維持・継続を図るとともに、地域・行政・関係機関が一体となった見守りネットワークの再構築と、消費者教育の普及が不可欠となっています。

主な施策

6-5 防犯・交通安全対策の充実

6-5-1	交通安全教室等の開催	●高齢者を対象とした交通安全教室を実施します。
6-5-2	交通安全施設の整備・改修	●カーブミラーやその他交通安全施設の新設や改修又は撤去を実施します。
6-5-3	防犯灯の整備・見直し	●古い防犯灯の整備や、不必要な場所の防犯灯の撤去等を実施します。
6-5-4	交通指導員及び防犯パトロール隊の活動支援	●日頃からこどもの見守りも含めた交通安全活動や防犯対策活動を実施します。
6-5-5	相談体制の充実と消費者教育の推進	●窓口周知と地域での見守りを強化し、被害防止と全世代の安全な消費生活を支援します。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
交通事故の件数	件	426 (令和8年1月時点)	減らす (令和12年度)
児童生徒の死亡事故の件数	件	1 (令和8年1月)	0 (令和12年度)
犯罪の発生件数	件	18 (令和8年1月時点)	減らす (令和12年度)
啓発講座等開催数	回	14 (令和6年度)	18 (令和12年度)

基本目標

7

持続可能なむらづくり



施策の大綱

南阿蘇村では、人口減少や暮らしの多様化が進む中で、地域コミュニティの持続可能性を高め、村を支える人材と組織の活力を育むことが求められています。本基本目標では、地域の自主性と協働の力を高め、村全体の未来創造力を強化する取組を進めます。

地域活動に携わる住民や団体に対して、担い手育成や活動支援を行い、交流の場づくりやボランティア活動の活性化を図ります。若い世代や移住者など、多様な住民が地域活動に参画できる仕組みを整え、世代を超えて地域を支える人材を育みます。また、地域課題を共有し、行政と住民が協働して解決に向かう「共創」の場を整備することで、地域の課題解決力を高めます。

さらに、デジタル技術の活用により、情報発信力や地域内の連携を強化し、行政手続の利便性向上や地域活動の効率化を図ります。災害時の安否確認や地域見守りにもICTを活用することで、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

関連するSDGs



1

健全な財政運営の推進

5年後に
目指す姿

自主財源の大幅な拡充により、経常収支比率90%以下を達成し、未来への戦略的投資が可能な持続可能な財政基盤が確立されています。

現 況

- 本村においては、経常収支比率が長年にわたり上昇し、令和6年度時点で95.9%という極めて高い水準にあります。経常的な経費が歳入の大部分を占めているため、将来への投資余力が乏しいのが現状です。
- 熊本地震からの復旧・復興事業に係る地方債償還の本格化により、一人当たり公債費が類似団体の約3倍に達し、これが本村の財政を圧迫する最大の要因となっています。
- 本村の財政力指数は、類似団体(令和5年度同規模の市町村)平均(0.27)を大幅に下回る0.21であり、村独自の財源が乏しい状況です。そのため、本村の財政は地方交付税に大きく依存しており、自立的な財政運営が困難な構造にあります。
- 耐用年数を超過した旧村の施設が180以上存続し、維持管理コストを発生させています。また、上下水道事業が多額の一般会計繰入金に依存する状況にあり、村全体の財政を硬直化させています。
- 一人当たり物件費が類似団体(同規模の市町村)平均(令和5年度)を上回っており、施設管理や物品調達における効率性の課題が示唆されています。また、公設保育所運営による人件費高止まりの構造があります。

課 題

- 令和12年度までに実質公債費比率を12%以下、経常収支比率を90%以下に引き下げ、将来負担比率を軽減するという中期財政計画の目標達成に向けた構造的な歳出改革を断行する必要があります。
- ふるさと納税20億円達成を目標とし、地域資源を活かした共感型メニューや公民連携を推進することで、地方交付税への依存度を下げ、財政力指数の向上を図る必要があります。
- 水道料金の段階的な改定や検針頻度見直し、未収金対策の強化を通じて、公営企業会計の一般会計からの恒常的な繰入依存体質からの脱却を図る必要があります。
- 公共施設の統廃合や用途廃止、運営の民間移行を迅速に進め、将来的な大規模改修・更新費用が集中するリスクを回避し、財政負担の平準化を図る必要があります。
- 経常収支比率(令和6年度)95.9%という厳しい現実を住民にわかりやすく公開し、改革の必要性に対する広範な理解と危機感の共有を強力に促進する必要があります。

7-1 健全な財政運営の推進

7-1-1	財政構造の抜本的改革とコスト削減の実行	●公共施設や公営企業会計の運営見直し、事業の時限(サンセット条項)設定などを通じた歳出改革により、計画期間内に年間5,940万円の財源捻出を確実に実行します。 ●公債費負担を軽減し、財政硬直化を打破します。
7-1-2	ふるさと納税を核とした攻めの自主財源確保	●ふるさと納税20億円達成を目標とし、地域資源の価値を活かした「共感型コンテンツ」を戦略的に発信します。 ●企業版ふるさと納税と公民連携を強化し、財政力指数の向上を目指します。
7-1-3	公営企業会計の健全化と受益者負担の適正化	●上下水道事業について、一般会計依存からの脱却を図ります。 ●検針頻度の見直しや未収金対策を強化し、公平な受益者負担の原則を徹底します。
7-1-4	未来への投資のための特定目的基金の創設	●ふるさと納税を主要財源として、財源の使途を明確化し、将来への投資を安定的・計画的に行うとともに、財政の透明性を高めます。
7-1-5	財政状況の「見える化」と対話による理解促進	●経常収支比率などの財政指標をわかりやすく公開します。 ●住民との対話を強化し、改革の成果と必要性を共有することで、行政運営に対する村民の信頼と協力を得ることを目指します。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
経常収支比率	%	95.9 (令和6年度)	90以下 (令和12年度)
実質公債費比率	%	14 (令和6年度)	12以下 (令和12年度)
ふるさと納税受入額	億円	4.35 (令和6年度)	20 (令和12年度)
歳出改革による年間財源捻出額	万円	0 (令和6年度)	5,940 (令和12年度)
基金残高	億円	49.21 (令和6年度)	40以上 (令和12年度)
公営企業会計の一般会計繰入金依存度	%	50 (令和6年度)	40 (令和12年度)

主な関連計画

- 中期財政計画
- 公共施設等総合管理計画・個別施設計画
- 南阿蘇村上下水道事業経営戦略
- 南阿蘇村まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 南阿蘇村過疎地域持続的発展計画
- 南阿蘇村行財政改革計画 等

2

信頼される行政運営の推進

5年後に
目指す姿**「小さな政府」が確立され、住民との共創と透明性に基づく、
変化に強い行政運営が行われています。**

現 況

- 納付書作成や対外文書交換などアナログ業務が残存しており、職員の事務負担が重く、新たな住民サービスや政策立案への余力が捻出できていません。
- 業務の属人化や紙ベースの文書管理により、職員間の情報共有が滞り、異動後の業務習得に時間がかかり、結果として住民への回答や行政手続きに遅延が生じる可能性があります。
- 人事評価と処遇の連動性が不明確で、職員の士気が損なわれやすく、その結果として窓口対応の質や行政サービス全般の質の低下に繋がりがねません。
- 行政改革の進捗や成果の「見える化」が不十分で、住民意見の聴取も効率化されていないため、村政への透明性や住民参画への理解促進が十分とは言えません。
- 外部からの不当な要求やハラスメントへの防御体制が未整備であり、職員の心身の健康が損なわれることで、住民への安定した高品質なサービス提供が阻害されるリスクがあります。
- 行政手続のオンライン化やDX 推進により、住民の利便性が向上する一方で、自治体が取り扱う個人情報 は多様化・増大しています。

課 題

- 自治体DXによる定型業務の自動化を徹底することで生まれたリソースを、住民に直結する政策立案やサービスの質の向上に再配分することで、「小さな政府」への転換を実現する必要があります。
- コンビニ交付や手続のオンライン化を推進し、住民が行政手続きをより簡単に、より少ない時間でできるようにするとともに、改革の成果を透明性高く公開する必要があります。
- 人事の公正性・透明性を高め、職員のモラルを向上させるとともに、組織的な防御体制により職員を守り、住民が安心して相談できる窓口サービスの維持・強化が不可欠です。
- 改革の成果を客観的なデータで「見える化」し、住民が村政に容易に参加できるデジタル共創プロセスを確立することで、行政と住民の信頼関係を醸成する必要があります。
- 外部委託や広域連携を戦略的に活用し、専門性の必要な業務でミスの削減と効率化を図り、限られた資源の中で質の高い行政サービスを持続的に提供できる強靱な基盤を確立しなければなりません。
- 住民の利便性を向上させるDX事業の推進と並行して、巧妙化・多様化するサイバー攻撃に対し情報セキュリティの向上が求められます。

7-2 信頼される行政運営の推進

7-2-1	DXと標準化による迅速な手続きとサービス向上	●RPA/AI導入やクラウド移行により定型業務を自動化し、職員が複雑な相談対応や政策立案に注力できる時間を創出します。 ●各種証明書のコンビニ交付や申請のオンライン手続きを拡充し、住民の利便性を向上させます。
7-2-2	「小さな政府」による財源確保と重点施策への集中	●業務を類型化し、移住定住支援や施設管理など委託可能な業務を整理し、戦略的に外部化を進めます。 ●正規職員を、本村の将来を左右する重点的中核業務に集中させ、確保した財源を住民サービスに還元します。
7-2-3	政策力のある人材育成とサービスの安定提供	●人事評価と処遇の連動性を明確にし、能力と成果を公正に評価するシステムづくりを図ります。 ●県庁等との人事交流を通じ職員の政策力を強化し、業務の属人化解消により高品質な行政サービスの提供を図ります。
7-2-4	カスハラ対策の強化と公平な窓口サービスの実現	●不当な要求に対する厳格な対応基準を策定し、行政の防御体制を強化します。 ●役場の働き方改革を推進し、職員の負担軽減と住民がいつでも安心して利用できる窓口サービスの両立を図ります。
7-2-5	住民との対話促進と行財政改革成果の透明化	●行財政改革の進捗と成果を客観的なデータで「見える化」し、広報紙やデジタルツールによる公開を図ります。 ●住民が村政に容易に参加できるデジタル共創プロセスを確立し、行政と住民の信頼関係を深めます。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
申請・届出のオンライン化率	%	5.0 (令和7年度末時点)	90.0 (令和12年度末時点)
コンビニ交付発行数	枚	1,396 (令和5年12月末時点)	1,500 (令和10年12月時点)
定型業務削減時間	時間/年度	0 (令和7年12月時点)	28,800 (令和12年度)
正規職員の中核業務への集中度	%	20.0 (令和7年度業務調査時点)	50.0 (令和12年度)
職員の業務改善提案制度を活用した案件数	件	制度としては未実施	20 (令和8～12年度累計)
職員の長期休暇(リフレッシュ休暇)取得率	%	0.0 (令和7年度12月末時点)	12.5 (令和8～12年度平均)

主な関連計画

- 南阿蘇村行政改革推進計画
- 南阿蘇村情報セキュリティポリシー
- 南阿蘇村人材育成基本方針
- 南阿蘇村職員ハラスメント防止等に関する指針 等

3

関係人口の創出

5年後に
目指す姿**関係人口の継続的な流れが生まれ、地域経済に
活力があふれています。**

現 況

- 観光客の誘致は行われているものの、消費単価の向上や滞在期間の延長を図る高付加価値な体験型観光プログラムの開発が十分に進んでいません。
- ふるさと納税サイトが単なるオンライン販売サイトに留まり、観光、移住、企業誘致といった他施策との連携において主要な情報発信手段として活かされていません。
- 移住者や転入者の増加傾向がある中で、既存住民と新規住民との交流機会の不足や、地域コミュニティへの融合支援が不十分な現状があります。
- 農業体験プログラムや自然を活用したアウトドア体験などの地域資源を活かした多様な体験機会が、観光客や企業研修向けに十分にパッケージ化されていません。
- 地域おこし協力隊の活用は行われていますが、任期後の事業化や村内組織での役割を見据えた中長期的な働き方の設計の提示が十分ではありません。

課 題

- 本村の豊かな水や自然資本を活かした共感を呼ぶデジタルコンテンツを戦略的に発信し、単なる寄付者ではない継続的な関係人口・ファン層の獲得を加速する必要があります。
- 河川等を活用したアウトドア体験や震災遺構を活用した災害の教訓と復興の取組を伝える観光など、高付加価値なプログラムを開発し、観光を「見る」から「滞在し深く体験する」方向へ転換する必要があります。
- 企業研修、仕事と休暇を組み合わせた滞在型の働き方、企業の本拠地以外に設ける業務拠点誘致など、長期滞在や継続的な交流に繋がる企業連携を強化し、多様な雇用を生み出す関係人口を創出する必要があります。
- 地域おこし協力隊に対し、任期後の定住・起業を前提とした伴走型サポート体制を構築し、本村の業務委託の受け皿とするなど、外部人材の持続的な活用を図る必要があります。
- 農業体験や伝統行事への参加を通じ、既存住民と新規住民の交流機会を創出し、地域コミュニティへの融合を支援することで、定着率の向上を図る必要があります。

7-3 関係人口の創出

7-3-1	ふるさと納税を核とした共感型ファン層の創出	●ふるさと納税サイトを村の魅力発信の主要な情報発信手段と位置づけ、清らかな水や農産品の物語性を発信します。 ●SEOを徹底し、多様なキーワードからの新規訪問者を増やし、寄付者層を拡大します。
7-3-2	高付加価値な体験型観光モデルの確立	●立野峡谷でのアウトドア体験や震災遺構での災害の教訓と復興の取組を伝える観光を開発・誘致します。 ●高付加価値な宿泊施設や企業研修の誘致と連携し、観光客の消費単価向上と滞在期間の延長を図ります。
7-3-3	企業誘致・仕事と休暇を組み合わせた滞在型の働きとの戦略的連携	●環境や社会課題に配慮した企業の取組目標達成に資する自然保護活動や地域課題解決をテーマとした企業版ふるさと納税を推進します。 ●本村の総合力(子育て環境、防災インフラ)を訴求し、継続的な関係人口を呼び込みます。
7-3-4	農業・教育と連携した地域資源の開放	●南阿蘇村独自の「食育」プログラムをパッケージ化し、修学旅行生や大学との連携を強化します。 ●IT活用による農業体験プログラムの多様化を図り、交流人口を拡大し移住・定住のきっかけを創出します。
7-3-5	地域おこし協力隊の戦略的活用と定住支援	●募集段階から明確なミッションを設定し、任期後の事業化を見据えた伴走型サポートを強化します。 ●隊員が立ち上げた事業を本村の業務委託の受け皿とし、地域での雇用創出を促進します。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
ふるさと納税寄付者数	件	20,137 (令和6年度)	40,000 (令和12年度)
企業研修・ワーケーション等の誘致件数	件/年	未実施 (令和6年度)	1 (令和12年度)
農業体験プログラム参加者数	人/年	未実施 (令和6年度)	1 (令和12年度)

主な関連計画

- 南阿蘇村まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 南阿蘇村行財政改革計画
- 南阿蘇村農業振興計画 等

4

公共施設の適正運用

5年後に
目指す姿

老朽化した過剰施設を再編・集約し、財政負担を軽減したコンパクトで多機能な中核拠点による持続可能な公共サービス体制を確立します。

現 況

- 平成17年の合併から約20年が経過し、旧村時代の施設や第三セクター関連施設が多数存続しています。特に、減価償却を終えた(耐用年数超過)施設が180以上現存しており、維持管理が極めて非効率的です。
- 本村が保有する施設の多くが1970年代から1990年代にかけて建設されており、築30年から50年超の施設が多数を占めています。これにより、物理的な老朽化が進行しています。
- 合併前の旧校舎、旧体育館、旧公民館など利用頻度が著しく低下している施設が本村の資産として残存し、維持管理コストが発生し続けています。
- 公民館や集会施設が多数点在するものの、住民の減少・高齢化により利用が低下し、これらの施設の維持管理を行う担い手不足が深刻化しています。
- 村営住宅など老朽化が進行している施設についても、既存入居者への配慮や同意形成の困難さから、施設の集約化や再編が遅延しています。

課 題

- 老朽化の進行により、維持管理コストが増大していることに加え、今後、大規模な改修・更新が必要となる時期が集中して到来し、財政に多大な負担をもたらすことが危惧されます。
- 耐用年数を超えた施設を漫然と利用し続けた場合、毎年無駄な維持管理費が発生し、村政運営の重要な指標である経常収支比率の改善が困難となります。
- 社会環境の変化により、既存施設の役割が陳腐化し、時代や住民ニーズの変化に適合できなくなっているという社会的・機能的リスクを抱えています。
- 利用頻度の低い施設に最低限の維持コストがかかり続けている状況は、費用対効果が低く、限られた財源の非効率な使い方となっています。
- 複雑に絡み合った様々な課題を解決し、住民ニーズに合致した持続可能な公共サービスを提供するため、抜本的な施設最適化と資産経営への転換が喫緊の課題です。

7-4 公共施設の適正運用

7-4-1	施設のスリム化と機能の集中	●老朽化・低利用の公共施設の統廃合や用途転換を計画的に推進し、新しい施設や交通利便性の高い場所に主要な行政サービスと生活機能の集中を図ります。 ●施設数を適正化し、財政負担を軽減します。
7-4-2	災害に強く安心な拠点づくり	●施設再編時に、避難所機能、防災備蓄倉庫、ドクターヘリ発着場、応急仮設住宅用地などの危機管理・防災機能を複合化して、既存の学校や屋外施設へ最適配置します。 ●老朽化した体育館等への空調設備の導入も利用実態を考慮して検討します。
7-4-3	子育て・教育施設の最適化	●複数の保育園のあり方を検討し、老朽化した学校の屋外プールを廃止するなど、教育・子育て支援施設の再編と機能集約を進めます。 ●再編後の旧施設は、学童保育や歴史民俗資料館などへ用途転換し活用します。
7-4-4	使わない施設の処分と活用	●用途廃止が決定した施設は、応急修理を最小限に留め、原則として解体、または民間事業者への売却・無償譲渡を促進します。 ●未利用資産の維持管理費を削減し、跡地の防災拠点化や税收確保を目指します。
7-4-5	地域との連携による施設の有効活用	●施設の管理業務の一部を民間や地域団体に業務委託または無償貸付し、行政職員の負担を軽減します。 ●民間連携や地域自治会(自治公民館)による施設活用を促進し、地域経済の活性化とコミュニティ維持に繋がります。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
用途廃止が決定・実行された施設数	施設数	30 (令和6年度末時点)	50 (令和8～12年度累計)
築40年超の公共施設面積割合	%	50.0 (令和6年度末時点)	30.0 (令和12年度末時点)
維持管理・更新費用(総額)	億円	4 (令和6年度)	3 (令和12年度)
民間・団体へ貸付・売却された遊休施設数	施設数	15 (令和6年度末時点)	30 (令和8～12年度累計)

主な関連計画

- 南阿蘇村行財政改革計画
- 公共施設等総合管理計画 等

5年後に
目指す姿

行政運営のプロセスと成果を客観的なデータで「見える化」し、住民がデジタルツールを通じてむらづくりに参画できる共創型の村政運営が確立しています。

現 況

- 住民と行政が協働でむらづくりを進めていくために、「広報みなみあそ」の発行や本村の公式ホームページにて情報発信を行っています。「広報みなみあそ」は、季節感ある色やデザイン、特集記事などにより、住民の興味を引き、役に立つような魅力ある紙面づくりに取り組んでいます。
- 条例に基づいて、情報公開及び個人情報の保護を推進しており、おおむね住民の満足を得ています。
- 現在、議会の透明性を高めるため、YouTubeを活用した本会議のライブ配信及びアーカイブ配信を実施しています。これにより、時間や場所を問わず議会の様子を視聴できるようになり、これまで傍聴が難しかった現役世代などへの情報提供が進んでいます。住民の村政への関心度を高めるための基盤整備が整いつつあります。
- 少子高齢化に伴う人口減少が進んでおり、本村においては山間部における買い物・医療アクセスが課題となっています。また、行政手続や防災対策のデジタル化が遅れ、デジタル格差（高齢者・若年層のITリテラシー差）も顕著となっています。
- 改革の進捗や主要な事業の成果が客観的なデータに基づき公開されておらず、行政運営の透明性や住民がむらづくりへの関心を高めるための情報が不足しています。
- 住民の意見聴取が紙や会議など従来の手法に偏り、多様な住民層が容易に参加できるオンラインでの意見交換・募集の仕組みが確立されていません。
- 住民が自発的に行う地域活動に対し、行政が単なる補助金交付に留まり、活動計画策定や他団体連携といったソフト面での課題解決支援が十分に行えていません。
- 公有財産の貸付けにおいて、活用の多様な機会の確保と公平性を担保するための制度的仕組みが欠けており、地域資源の持つ潜在力が十分に活かせない状態にあります。さらに、施設の活性化と将来にわたる適切な管理を両立させるための新たな課題も浮上しています。
- 計画の進捗状況が定期的に検証・修正される仕組みがなく、社会情勢の変化に柔軟に対応できないため、村政の継続性や成果について、住民への説明責任が果たしにくい状況です。

- SNSが普及している中、広報紙以外の情報発信手段としてSNSの運用をどの程度発展させていくべきかを検討する必要があります。
- 住民の声を集める機会を設けることによって得られた意見について、実現可能性を適切に精査する体制整備が必要です。
- ICTを活用した住民との双方向通信を可能とする情報発信の取組については、今後検討し、進めていく必要があります。
- 配信の認知度は向上しているものの、視聴者層が一部に限定されていることや、議論の内容をよりわかりやすく伝える工夫が求められています。また、配信を視聴するだけでなく、住民が議会での議論を自分事として捉え、実際の村政参画や意見集約に繋げていくための双方向のコミュニケーションの充実が大きな課題です。
- 人口減少による労働力不足に加え、インフラの老朽化による維持コスト増、日常生活の不便さ(移動・医療・買い物)、行政サービス及び住民生活のデジタル化の遅れが主要課題となっています。防災情報等生活に直結した分野のDXやデータ活用が不十分で、デジタルデバイド解消と業務効率化が急務です。
- 住民が村政に容易に参加できるデジタルツール(LINE、オンラインフォームなど)を活用し、効率的かつ広範な意見聴取とフィードバックの仕組みを早急に確立する必要があります。
- 改革の成果や財政状況を客観的なデータで「見える化」し、広報紙やウェブサイトで公開することで、行政運営への信頼関係を醸成し、住民の関心を高める必要があります。
- 住民が主体的に行う地域活動や公民連携事業に対し、行政が課題解決のパートナーとして伴走する支援体制を強化し、地域共創を推進する必要があります。
- 駅舎や遊休地などの公有財産について、定期的な公募型プロポーザルによる貸付けを徹底し、地域の賑わい創出と公有財産活用の公平性を両立させる必要があります。
- 改革計画をローリング方式により定期的に検証・修正する仕組みを確立し、社会状況の変化に対応できる強靱で柔軟な村政運営を実現する必要があります。

7-5 地域に開かれた村政の推進		
7-5-1	広報活動・情報提供体制の充実	●「広報みなみあそ」の発行や本村の公式ホームページ、防災無線を通じて、住民との情報共有を図ります。 ●正確な情報を適切な媒体とタイミングで届け、住民と行政による協働のむらづくりを目指します。
7-5-2	広聴機能の強化	●ICTを活用した住民との双方向通信を可能とする情報発信の取組については、HPや各種SNSの活用をさらに進めます。 ●住民に役場を身近に感じてもらい、村政に興味を持ってもらえるよう、住民の声を拾える機会を増やします。また集まった声を広く村政に活かし、住みよい地域づくりを推進します。
7-5-3	ICTを活用した「見える議会」の推進	●YouTube配信の質向上とSNS連携により、幅広い世代の関心を高め、住民が参画しやすい情報発信と環境整備を強化します。
7-5-4	行政サービス、暮らしのDX推進	●申請手続オンライン化や窓口の効率化を推進します。 ●防災DXなどに代表される住民サービスのDXに加え、公共交通・医療・買い物・子育てなど住民生活に直結した暮らしのDXを推進します。
7-5-5	デジタルツールを核とした住民共創プラットフォーム構築	●LINE やオンラインフォームを活用した双方向型の意見聴取と情報発信を確立し、住民が村政に容易に参加できる環境を整備します。 ●集約された意見は施策へ反映させ、フィードバックを行います。
7-5-6	行政運営と改革成果の客観的な「見える化」	●財政指標や主要事業の進捗を客観的なデータで定期的に公開し、村政の透明性を高めます。 ●改革の成果をわかりやすく提示することで、行政への信頼と理解を深めます。
7-5-7	地域活動と公民連携への「伴走型」支援の強化	●住民や団体が自発的に行う活動に対し、補助金交付だけでなく、計画策定や連携先調整を職員がサポートします。 ●行政の役割を「主体」から「伴走者」へと転換し、地域共創を推進します。
7-5-8	公有財産の活用における公正性と機会の確保	●駅舎や遊休公有地の貸付について公募型プロポーザルを原則導入し、地域貢献と収益性の両面から審査します。 ●公有財産活用の公平性を確保し、新たな賑わい創出を促します。
7-5-9	計画のローリング方式による柔軟な運用と情報公開	●行財政改革計画をローリング方式(定期的な見直しと更新)により運用します。 ●進捗状況をリアルタイムで「見える化」し、迅速な軌道修正と計画の継続性を住民に保証します。

主な目標指標(KPI)

指標名	単位	基準値	目標値
ホームページの閲覧数	件	785,416 (令和6年度末時点)	900,000 (令和12年度末時点)
SNS(LINE、Instagram)等の登録者数	件	17,204 (令和7年12月末時点)	20,000 (令和12年度末時点)
議会中継動画(YouTube)総再生数	%	1,940 (令和7年12月末)	24,000 (令和12年度)
改革進捗・成果の定期的公開回数	回/年	1 (令和6年度)	1 (令和12年度)
公有財産貸付におけるプロポーザル方式導入状況	—	未導入 (令和7年度12月時点)	導入・運用 (令和12年度)
地域活動への伴走型支援導入状況	—	未導入 (令和7年度12月時点)	導入・運用 (令和12年度)
行革計画のローリング方式による更新の実施状況	—	未実施 (令和7年度12月時点)	実施 (令和12年度)

主な関連計画

- 南阿蘇村DX推進計画
- 南阿蘇村行政改革推進計画
- 南阿蘇村公有財産活用計画 等



本村は「便利で豊かな村民生活向上プロジェクト」、「稼げる観光・農業活性化プロジェクト」、「村外からのヒトモノ企業積極誘致プロジェクト」、「安心安全な子育て・学校教育プロジェクト」、「ふるさと納税増額プロジェクト」の5つを重点プロジェクトとして、地域資源を活かした持続可能なむらづくりを推進します。

重点プロジェクト①

便利で豊かな村民生活向上プロジェクト

（買い物弱者対策、交通手段の確保、商店街の賑わい創出 等）

【関連施策】

2-1-1 地域診断に基づくPDCAサイクルの実施

2-4-4 買い物支援事業

4-4-4 小売店等における買い物支援事業 等

重点プロジェクト②

稼げる観光・農業活性化プロジェクト

（情報発信力の強化、体験型観光メニュー開発、六次産業化、流通ルートの確保 等）

【関連施策】

4-1-2 観光消費の拡大推進

4-1-3 観光PRの促進

7-3-2 高付加価値な体験型観光モデルの確立 等

重点プロジェクト③

村外からのヒトモノ企業積極誘致プロジェクト

(空き家の利活用、スタートアップ企業誘致、流通拠点の整備 等)

【関連施策】

4-4-3 起業・創業支援・事業承継支援

6-3-1 空き家バンクの活用促進

7-3-5 地域おこし協力隊の戦略的活用と定住支援 等

重点プロジェクト④

安心安全な子育て・学校教育プロジェクト

(公園・緑地の整備、切れ目ない子育て支援体制の整備、教育環境の整備 等)

【関連施策】

1-1-2 多様化する教育・保育ニーズへの対応

1-2-2 医療相談アプリやLINE相談事業の推進

1-2-3 小学校6年生のこどもの生活習慣病予防検診

1-3-1 保育園における巡回支援事業

1-3-2 就学移行支援会議の開催

1-3-3 子ども食堂への支援及び開催の案内

2-1-7 乳幼児期から生涯に至る切れ目のない歯と口腔の健康支援活動 等

重点プロジェクト⑤

ふるさと納税増額プロジェクト

(魅力ある返礼品開発、寄付用途の見える化、村民や地元企業の参画による魅力の向上 等)

【関連施策】

7-1-2 ふるさと納税を核とした攻めの自主財源確保

7-1-4 未来への投資のための特定目的基金の創設

7-3-1 ふるさと納税を核とした共感型ファン層の創出 等



1.「南阿蘇村未来会議」の実施

令和7年6月から10月までの約4か月にわたり、村民と行政が協働して本村の将来像を描き、本村の政策推進に対するアイデアを出し合うことを目的として、「南阿蘇村未来会議」が行われました。

公募により集まった村民と職員、あわせて約90人が6つのプロジェクトチームに分かれ、様々な意見を交わしました。

「南阿蘇村未来会議」での議論を通じて、あわせて15本の企画提案が発表され、農業や観光など本村の特徴を生かした提案から、買い物環境や公共交通の改善など、暮らしをより豊かにするアイデアまで、幅広い内容が紹介されました。



2.参加者からの提案の一例

(1) 便利で豊かな村民生活向上プロジェクト

- ➡ 買い物弱者対策として小売店を誘致する提案
- ➡ 自家用車を使って一般のドライバーが有償で送迎するライドシェアを利用し、安心して暮らせる山間部モデルを提案

■ 関連施策 ■

2-4-4 買い物支援事業 / 4-4-4 小売店等における買い物支援事業 / 6-3-4 みんなが使いやすい、つながる村の交通づくり 等



(2) 稼げる観光・農業活性化プロジェクト

- ➡ SNSを使って本村の情報や魅力を発信していく提案
- ➡ 農作物の加工所をつくり特産物の生産量と売り上げを伸ばし、村民のワクワクを創造する農業モデルを提案

■ 関連施策 ■

4-1-3 観光PRの促進 / 4-2-2 差別化を図るブランド化・販路拡大 等



(3) 村外からヒトモノ企業積極誘致プロジェクト

- ➡リバーアクティビティやキャンプ体験を提供し、観光振興と経済活性化を図る提案
- ➡空き家マッチングサービスの民間活用を提案
- ➡ドローンや3Dマッピングを使い災害対応や農業活性化などに取り組むモデルを提案
- ➡協働冷蔵一時保管庫の設置を提案

■関連施策■

4-4-5 企業誘致の推進 / 6-3-1 空き家バンクの活用促進 /
7-3-2 高付加価値な体験型観光モデルの確立 等



(4) 安心安全子育て・学校教育プロジェクト

- ➡本村の地域資源を活かし、こどもが安心して遊べる場所や、地域の大人が先生となりこどもに自然や文化を伝える「学びの場」としての「南阿蘇パークビレッジ構想」を提案

■関連施策■

1-1-4 誰もが利用できる遊具施設の充実 / 5-2-6 地域の特徴を生かした教育内容の充実 / 5-3-6 「放課後子供総合プラン」の推進 等



(5) ふるさと納税増額プロジェクト

- ➡ふるさと納税の増額に向け、新規返礼品「南阿蘇オーツミルク」の商品化を提案
- ➡返礼品提供事業者による振興協議会の設立や独自の補助金の設立を提案

■関連施策■

7-1-2 ふるさと納税を核とした攻めの自主財源確保 /
7-3-1 ふるさと納税を核とした共感型ファン層の創出 等



(6) 庁舎内活性化プロジェクト

➡ 庁舎内の業務の連携や職場環境などについて、現状と課題を報告し、よりよい庁舎づくりに向けた構想を提案

■ 関連施策 ■

7-2-1 DXと標準化による迅速な手続きとサービス向上 /
7-2-4 カスハラ対策の強化と公平な窓口サービスの実現 /
7-2-5 住民との対話促進と行財政改革成果の透明化 等



第 4 部

資 料 編



【令和7年】

時 期	内 容
令和7年5～7月	●南阿蘇村むらづくりアンケート調査 ●南阿蘇村今後のむらづくりのための中学生アンケート調査
令和7年6月23日	●トップインタビュー
令和7年6月24日	●第1回南阿蘇村未来会議
令和7年8月～9月	●現行計画の点検・評価
令和7年10月14日	●第2回南阿蘇村未来会議
令和7年11月～12月	●第3次南阿蘇村総合計画(前期基本計画)の検討

【令和8年】

時 期	内 容
令和8年1月	●第3次南阿蘇村総合計画(前期基本計画)策定に向けた各課ヒアリング
令和8年2月6日	●令和7年度第1回南阿蘇村総合計画策定検討委員会
令和8年3月2日～ 令和8年3月8日	●パブリックコメント
令和8年3月10日	●令和7年度第2回南阿蘇村総合計画策定検討委員会

南阿蘇村総合計画策定検討委員会名簿



No.	氏 名	区 分	組 織	備 考
1	丸野健一郎	関係団体	南阿蘇村商工会	
2	柴田 祐	学識経験者	熊本県立大学環境共生学部	
3	市原 恵一	村議会議員	南阿蘇村議会 総務常任委員会	委員長
4	荒牧 幸吉	関係団体	南阿蘇村区長会	副委員長
5	大津 昭一	関係団体	南阿蘇村教育委員会	
6	渡邊 和徳	関係団体	農業委員会	
7	荒牧力ヨ子	関係団体	民生委員会	
8	野口真利子	関係団体	南阿蘇村子育て支援センター にこにこひよこクラブ	

順不同、敬称略



平成26年5月16日

告示第36号

（設置）

第1条 南阿蘇村は、地方分権改革の進展などの社会情勢の変化を踏まえ、これからの南阿蘇村の目指す方向やその取組内容を明らかにする新たな南阿蘇村総合計画策定をするため、南阿蘇村総合計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）新たな総合計画の策定に係る意見具申及び助言に関すること。
- （2）その他必要な事項

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- （1）村議会議員
- （2）学識経験を有する者
- （3）関係団体の代表者
- （4）前3号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委嘱の日から総合計画の策定終了時までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第7条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の委員会は、村長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員長は、専門事項を調査審議するため必要に応じ部会を設置することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画観光課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附則

この告示は、平成26年5月16日から施行する。

附則(平成30年3月30日告示第37号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附則(令和6年4月1日告示第37号)

この告示は、公布の日から施行する。



南阿企第1484号
令和8年2月6日

南阿蘇村総合計画策定検討委員会
委員長 市原 恵一 様

南阿蘇村長 太田 吉浩

第3次南阿蘇村総合計画前期基本計画(案)について(諮問)

第3次南阿蘇村総合計画前期基本計画(案)について、南阿蘇村総合計画策定検討委員会設置要綱第2条の規定により、貴委員会の意見を求めます。



令和8年3月13日

南阿蘇村長 太田 吉浩 様

南阿蘇村総合計画策定検討委員会
委員長 市原 恵一

第3次南阿蘇村総合計画前期基本計画(案)について(答申)

令和8年2月6日付南阿企第1484号で諮問のありました第3次南阿蘇村総合計画前期基本計画(案)について、当委員会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 総括

原案を適当と認める。

2 意見

今後の社会経済情勢の動向を注視しつつ、事業の優先度や重要性を的確に把握し、目指す将来像の実現に向けて、効率的かつ効果的に本計画を推進されたい。

また、その執行にあたっては、庁内における横断的な推進体制を構築するとともに、地域コミュニティへの伴走型支援を担う民間事業者や中間支援組織と積極的に連携するなど、新たな仕組みの構築に努められたい。

第3次南阿蘇村総合計画 前期基本計画

発行／南阿蘇村 企画観光課 令和8年3月

〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽1705番地1

電話／0967-67-1112

FAX／0967-67-2073

